

第 6 5 回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第 3 号 平成 2 6 年度（第 1 7 期）株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 報告第 4 号 平成 2 6 年度（第 1 9 期）株式会社グリーンエコー経営状況報告の件
- 報告第 5 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 報告第 6 号 平成 2 6 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件
- 第 8 2 号議案 神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 3 号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 4 号議案 神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 5 号議案 神河町神崎いこいの村条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 6 号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 7 号議案 神河町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 8 号議案 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 9 号議案 神河町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 0 号議案 神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 1 号議案 神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 2 号議案 神河町医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 3 号議案 神河町看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 4 号議案 平成 2 7 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 9 5 号議案 平成 2 7 年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 6 号議案 平成 2 7 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 7 号議案 平成 2 7 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 8 号議案 平成 2 7 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 9 号議案 平成 2 7 年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 0 0 号議案 平成 2 7 年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 0 1 号議案 平成 2 7 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 0 2 号議案 平成 2 7 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 0 3 号議案 平成 2 7 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 0 4 号議案 平成 2 6 年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第 1 0 5 号議案 平成 2 6 年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件

- 第106号議案 平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第107号議案 平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第108号議案 平成26年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第109号議案 平成26年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第110号議案 平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第111号議案 平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第112号議案 平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第113号議案 平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第114号議案 平成26年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第115号議案 平成26年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第116号議案 平成26年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
- 第117号議案 神河町地域優良賃貸住宅中村団地建築工事請負契約の件
- 第118号議案 平成27年度神河町一般会計補正予算（第5号）

○議会提出議案

- 発議第3号 神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件

神河町告示第99号

第65回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年 8月24日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成27年 9月 1日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

藤 原 裕 和

藤 原 日 順

山 下 皓 司

宮 永 肇

藤 原 資 広

廣 納 良 幸

小 寺 俊 輔

松 山 陽 子

三 谷 克 巳

小 林 和 男

藤 森 正 晴

安 部 重 助

○応招しなかった議員

な し

平成27年 第65回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成27年9月1日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成27年9月1日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第3号 平成26年度（第17期）株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 日程第5 報告第4号 平成26年度（第19期）株式会社グリーンエコー経営状況報告の件
- 日程第6 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 日程第7 報告第6号 平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件
- 日程第8 第82号議案 神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第83号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第84号議案 神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第85号議案 神河町神崎いこいの村条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第86号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第87号議案 神河町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第88号議案 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第89号議案 神河町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第90号議案 神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第91号議案 神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第18 第92号議案 神河町医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第19 第93号議案 神河町看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第20 第94号議案 平成27年度神河町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 第95号議案 平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 第96号議案 平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 第97号議案 平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第24 第98号議案 平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 第99号議案 平成27年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 第100号議案 平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 第101号議案 平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 第102号議案 平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 第103号議案 平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第3号 平成26年度（第17期）株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 日程第5 報告第4号 平成26年度（第19期）株式会社グリーンエコー経営状況報告の件
- 日程第6 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 日程第7 報告第6号 平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件
- 日程第8 第82号議案 神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第83号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第84号議案 神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第85号議案 神河町神崎いこいの村条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第86号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第87号議案 神河町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第88号議案 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第89号議案 神河町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第90号議案 神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第91号議案 神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第18 第92号議案 神河町医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第19 第93号議案 神河町看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件

- 日程第20 第94号議案 平成27年度神河町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 第95号議案 平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 第96号議案 平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 第97号議案 平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 第98号議案 平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 第99号議案 平成27年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 第100号議案 平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 第101号議案 平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 第102号議案 平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 第103号議案 平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）

出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 藤森正晴
6番 廣納良幸	12番 安部重助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 澤田俊一 係長 榎 良 裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 山名宗悟 地域振興課長 石堂浩一
 副町長 細岡重義 地域振興課参事兼観光振興特命参事
 教育長 澤田博行 山下和久
 会計管理者兼会計課長兼町参事 建設課長 真弓俊英
 谷口勝則 地籍課長 児島則行

総務課長	前田 義人	上下水道課長	中島 康之
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課長兼地域局長	
	児島 修二		大中 昌幸
総務課副課長兼地域創生特命参事		病院事務長	細岡 弘之
	藤原 登志幸	病院総務課長兼施設課長	
情報センター所長	藤原 秀洋		藤原 秀明
税務課長	和田 正治	教育課長	松田 隆幸
住民生活課長	吉岡 嘉宏	教育課参事兼センター所長	
住民生活課参事兼防災特命参事			坂田 英之
	田中 晋平		

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

暑さ厳しかった夏もようやく落ちつきまして、秋の兆しを感じるきょうこのごろになりました。稲穂も色づき始め、収穫の秋を迎える時期となっております。

本日、ここに第65回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り、開会できますことは、町政のため、まことに御同慶にたえません。

人口減少、迎える高齢化社会への対応による地域創生の取り組みが進められているところであります。先日も、国の来年度予算が過去最大の102兆円規模になる見通しとの報道がありました。高齢化で膨らむ社会保障費、特に医療費の伸びが大きな要因となっております。安全保障関連法案、経済の不透明感等、まだまだ多くの課題があります。国民の安全・安心を第一に保障していただきたいものであります。

今次定例会に提案されます案件は、後ほど議会運営委員長より報告がありますが、報告、条例改正、平成27年度各会計補正予算、平成26年度一般会計並びに特別・企業会計歳入歳出決算認定等39件であります。特に平成26年度決算審査については、予算化された事業が計画どおり適正に執行されたかを確認する等、いずれも町政にとって重要な案件であります。

議員各位には格別の御精励を賜りまして、適正妥当な結論が得られ、結果として町民の負託に応えられるよう望みまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

議会の開会に当たりまして、私のほうからも一言御挨拶を申し上げます。

ことしの夏は各地で記録的な猛暑日が続き、神河町も暑い日が続きましたが、ここに

来て少ししのぎやすくなってきたのではないかというふうに思います。

今、国におきましては、安全保障関連法案を今国会で可決すべく審議が続いているところではありますが、東京を初め主要都市ほか各地で法案に反対する集会やデモが拡大をしてくれています。唯一の被爆国であり、戦争の悲惨さと平和のとうとさを身を持って体験してきた日本が今ほど平和の歩みを先導していくべきときはありません。やられたらやり返す的な対応をしてこなかったからこそその70年に及ぶ日本の平和と繁栄があり、さらに申し上げるならば、さきの大戦で心ならずも命を落とされた多くの方々のとうとい犠牲の上にあることを忘れてはなりません。

平和を望まない人など誰一人いないはずです。いま一度、日本国憲法の精神と平和について、そしてこれからの世界平和について日本の果たすべき役割について、一人一人が考え合わなければなりません。また、大いに議論をすべきときだと考えるわけであります。

8月1日開催の第10回神河夏まつりにつきましては、多くの皆様の御協力により花火基金2,822口という目標の2,500口を大きく上回る協力を得て、見事に1,500発の花火とともに、10周年にふさわしい、すばらしいイベントとなりました。町民の心は一つ、神河町誕生以来、この一大イベントを支えていただきました皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。

8月22日に行われました世界陸上北京大会の男子マラソンに出場いたしました藤原正和選手は、オリンピックの出場権は持ち越しとなりましたが、持ち前の粘り強い走りを見せてくれました。21位という結果でありましたが、藤原選手の走り、ゴールした後の表情を見ていて、たくさんの勇気と、とてもうれしい気持ちにさせていただきました。町民の皆様とともに、藤原選手の力走をたたえ、応援する会を初め、御支援いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

また、8月20日から23日にかけては、公立神崎総合病院におきまして医学生や高校生を対象にした地域医療体験研修プログラムが開催され、神崎高校、東京の広尾学園高校、大阪医科大学から12名の学生が参加、病院の現状や課題、地域医療のボランティアについて学んで、訪問看護や医療機器の操作体験も取り組みました。神河町では、2020年には高齢化の減少が始まるわけですが、現役世代に対する社会保障への負担は今後大きな課題であり、いかに健康長寿のまちづくりを進めるかが大きな課題でもあります。

そのほか、神戸学院大学生が神河町と連携をしていただき、神河町の活性化策の提案、神河プロジェクトに取り組んでいただきました。シンガーソングライターが神河町を訪問して、神河町のテーマソング「たからもの」の制作と、その楽曲にあわせて学生が映像を編集したミュージックビデオも制作していただいています。このように多くの方が神河町の魅力を発信してくださっているわけであります。改めて神河町の魅力を再確認させていただいたところでございます。

先日、中はりま森林組合の通常総代会に出席をさせていただきましたが、森林組合におきましては、森林施業集約化や森林経営計画において積極的に取り組んでいただいております。2年連続の黒字決算となっているところであります。今後、一層行政も一緒になって、まずは間伐推進からの地域経済の活性化とその効果をさらに高める付加価値のある施策展開をしまいいながら、神河創生に取り組んでまいりたいというふうに考えるわけであります。

本日は、第65回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様の御出席を賜り、議会が開催されますこと、心からお礼を申し上げます。

今定例会には、報告4件、条例制定・改正案件の12件、平成27年度補正予算10件、平成26年度各会計の決算認定13件の合わせて39件でございます。

議員各位には慎重審議賜り、御承認、可決賜りますよう衷心よりお願いを申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

午前9時08分開会

○議長（安部 重助君） ただいまから第65回神河町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に入る前にお知らせいたします。

浅田病院事務次長兼医事課長におかれましては、通院のため欠席届が出されております。なお、終了次第着席される予定になっておりますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

7番、小寺俊輔議員、8番、松山陽子議員、以上2名を指名いたします。

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれまして議会運営委員会の決定事項について委員長から報告を受けます。

藤原日順議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（藤原 日順君） 議会運営委員長の藤原でございます。去る8月27日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営等について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から9月30日までの30日間と決しております。

町長から提出されます議案は、報告4件、条例の一部改正12件、補正予算10件、

平成26年度神河町一般会計・特別会計・企業会計の決算認定13件、計39件であります。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目とあすの第2日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第3号から報告第6号については了承、第82号議案、第84号議案から第87号議案、第89号議案、第91号議案から第93号議案については表決をお願いすることにしております。

第83号議案、第88号議案、第90号議案の地域創生総合戦略事業に関連する条例の一部改正並びに第94号議案の一般会計補正予算については総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることになります。

第95号議案から第103号議案の各特別会計及び企業会計の補正予算については、最終日採決としております。

第104号議案から第116号議案の各会計決算認定については、一括して提案説明を受けた後に、清瀬代表監査委員から平成26年度各会計決算について審査の結果を報告していただきます。決算認定に伴う質疑は、第3日目と第4日目に行い、設置します決算特別委員会に審査を付託することにしております。

なお、決算特別委員会の委員には、議会運営基準第120条の規定により、議長を除く11人を選任することとしております。

一般質問については、事前に通知のとおり、通告締め切りを8月24日の午後3時とし、通告があった5名の議員により、本会議第5日目の17日に行います。

30日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告の後、表決をお願いすることにしております。また、発議第3号、神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を提出する予定になっております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長にお願いしております。

なお、閉会中に陳情書1件を受理しております。議会運営基準第140条及び142条の規定により、その写しを配付しておりますので、御確認ください。

最後に、議案の審議に際しましては、質疑、答弁ともに簡潔明瞭に行うことを特にお願いいたします。

また、付託されます議案の本会議での質疑については、できる限り本質的な部分にとどめるとともに、資料請求につきましては、常任委員会等で既に配付されている資料も御確認の上、必要最小限の範囲にとどめていただきますよう、よろしくお願いいたします。

議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月30日までの30日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月30日までの30日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員長からお願いいたします。

宮永総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） おはようございます。

総務文教常任委員長の宮永でございます。閉会中の調査・活動報告について御報告をいたします。

まず、日時、場所等について、平成27年8月19日9時から17時25分まで、委員会室において行いました。出席者は、委員7名と安部議長の出席で行いました。山下委員より欠席の届け出がございました。

閉会中の課題として、各課に通告した調査事項の進捗状況について報告を受けたので、各課ごとに報告をしました。各課の報告は、1つ、事務事業進捗管理シート、2つ、課運営目標管理シート、3つ、重要事業目標管理シートに整理されたものでの報告でございました。

主要な項目での質疑応答について、以下御報告をいたします。

まず、課題に対する報告と質疑応答でございますが、教育委員会の事務局に関する報告でございまして、閉会中の調査事項については、教育課、これは学校教育、社会教育でございますが、その資料としてまとめた報告書での説明があり、あわせて教育長、教育課長より、その要旨について補足説明を受けました。内容は、継続審査事項として大項目で以下の4項があり、その他報告・懸案事項等の構成によるものであります。

その1、教育委員会の機能を生かした活動状況についての報告。

まず1つ目に、平成27年度の教育委員会活動の報告で、教育委員会、総合教育会議、

学校訪問、その他の会議、郡、県、中・西播磨市町村教育研修会への出席等の活動でございます。

2つ目に、教育委員会評価委員会の報告でございますが、外部評価委員5名による教育委員会及び委員会事業の評価を実施いたしました。評価委員会は9月議会で報告する予定ということでの報告でありました。

その2番目に、幼稚園・小学校・中学校施設整備事業の進捗状況についての報告。

まず1に、寺前小学校の大規模改修工事（第二期）工事分は、6月議会の承認で本契約を締結したものでありますが、工事契約金額は2億1,556万8,000円、管理契約金額は1,296,000円でございます。工期は、平成27年6月16日から9月25日まででございますが、学校の夏休み期間中に工事を実施し、順調に進捗が運び、8月27日、町の完了検査を受け、2学期、9月1日から使用開始の予定であるとの報告を受けました。これにより、直ちに委員会で協議をいたしまして、8月24日月曜日に総務文教委員会での視察を行いました。別紙にまとめてあるものでございます。

その3でございますが、児童・生徒の食育推進レベルアップの取り組みについてということでありまして、朝食の欠食、偏食による肥満等の現状がある中で、豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくための食育を推進することが喫緊の課題となっており、学校、家庭、地域が一体となって取り組むことが何よりも重要と、課題に対する強い姿勢を見せています。特に学校給食は食育推進のベースとして安心・安全な給食の提供が重要な要素であり、あわせて学校での組織的、計画的、継続的な食育教育の推進、家庭内での食に関するルールづくりが支援できるよう、保健師さん等との連携による食育情報の発信、地場産物の活用や食に関する体験を通して学ぶという、神河町のよさを知る学習などに積極的に取り組んでいくとの報告を受けました。

その4番目に、重複施設の維持管理の検討状況についてであります。

1つ、社会体育施設等のあり方の検討でございます。総務課の神河町公共施設等総合管理計画策定支援業務と連動をしていきますということございまして、施設の老朽化程度の状況把握だけではなく、利用状況、地域性、建設経緯等を総合的に判断し、重複施設等の今後のあり方について検討をすとの報告を受けております。

2つ目には、粟賀小学校校舎等解体撤去工事、これは統合による廃校施設でございますが、平成27年度に粟賀小学校の撤去、平成28年度、大山小学校の撤去、これは予定でございます。現在、粟賀小学校撤去工事の入札方法について入札審査会で協議、検討中であるとの報告ございました。

なお、この件について、同席されておりました総務課長から、粟賀小学校校舎取り壊しの入札について現況の説明を受けました。本件については、何とか町内の業者だけの競争でできないかというようなことで前向きに検討をしようと、入札審査会で話を進めてまいりましたとのことですが、結果として、Cランク以上の3社によりまして、まずは見積もりをしていただいて、そこから設計をつくりまして、それで入札を行うと

いう方法をとっていききたいと思っておりますとのことでございました。

従来のやり方と少し形が変わりますが、取り壊しというふうなことでございますから、取り扱いということは何とか町内業者でこの仕事をやっていただきたいということで、このようなやり方をやりたいということであります。現在、審査会で検討し、この方法でいききたいというふうに思っておるとの報告でございます。

なお、落札業者が決まりましたら、予定どおりいきますと、およそ1億を超えるというふうなことになりますので、議決案件ということになりますので、議会の議決を得る手続を踏んでから決定ということにさせていただきたいと思っておりますとの報告でありました。

続いて、質疑に入ります。質疑応答でございますが、平成27年度当初予算において、今年度の新規事業で神崎高校の地域連携活動の支援金事業があり、50万円の予算でこの事業が設けられましたが、現況はいかがになっておるかという問いでございまして、これに対して、神崎高校のほうで実行委員会を立ち上げられ、事業の内容については7月中旬に検討されて、町のほうに補助金の申請がありましたということでございます。これについては、総務課で審査を行って決定し、50万円の支援をするという報告で決定しておりますということでございます。

地域活動を中心に学力向上という部分も含めてトータルとして実施をするとの申請でございました。事業内容については、委員会のほうに資料配付がなされました。

また次に、教育の問題ということで問いがございまして、実は、ことしは神河教育創造プランの前期の最終5年度ということもありまして、教育長の教育理念というところをお聞きしたいというふうなことも重ねて質問の中にありましたので、一応教育長にいろいろとお立場から考えておられることとお話しいただきましたので、できるだけ多くそれを拾い上げて御紹介したいと思っております。

まず、問題を抱える子供らの自立支援事業について、適応教室利用の生徒は減っているが、気になる生徒もいる状況とあるが、その実態はどうですかというふうな問いでございまして、これに対しては、適応教室利用の生徒について今年度は2名ということで、昨年度より減っております。この2名の生徒も、先生方の指導もあって教室にも入れるような状況になっているとのことであります。また、気になる生徒については、4月からの欠席数が5日から16日程度の者も五、六名いるということであります。全てではありませんが、そういう生徒がいるとの報告を受けておりますとのことでございました。学校のほうでも定期的に家庭を訪問し、また支援をする中で、母親と一緒に学校へ月に何回か来れるように対応されているようでございます。また、生徒の安全確認については、しっかりと行った上で対応している状況でございます。

その次に、教育長の教育論の考え方について尋ねますということでございまして、現在、神河町が進めている若者づくりの中で、神河町が誇れる人づくりというようなことがあるんですが、そういうことを踏まえるまでに基本的な部分の教育が必要なのではな

いかということで、先般お尋ねしていることですが、今回お聞かせくださいというふうな質問でございました。教育長のほうから一応お話がございまして、まず神河町の子供たちは、やはり人間としてしっかりとした子供を育てることが一番の教育の目標であります。人格の完成ということが目標ですから、それに向けての教育を行ってまいります。その根底にあるのは、命の教育だと思います。

人権的な課題もありますが、そういうものをしっかりと捉えた、命や人権を大切に育てる子供を根底に据えながら、やはり神河の子供たちにしっかりとした学力をつけていくということで、学びあい、支えあい、育みあう教育で、3あい教育ということは今までは言ってまいりました。学びあう確かな学力、支えあう豊かな心、育みあう健やかな体という知育、徳育、体育の3つの領域を兼ね備えた子供たちを育てていきたいというように思いますとのこととでございます。

そのようなことを実践するために、神河の教育にそれぞれ位置づけて、毎年、教職員に実行していただいております。これについては国からの指導、県からの指導それぞれを受けての神河の教育ということで、毎年つくっているものであります。そのもとになる神河の教育創造プランというのは、23年度から27年度までの5年間の前期の計画がことし終了しますので、それを見直して、また28年度からの第2期の創造プランを神河町でつくって、そしてそれに基づいて実施していきたいというように思っております。目標については、大体自分たちの目標を持って、そして夢を持って、将来にたくましく育っていってくれるように願っているところとございます。

また2つ目は、基礎、基本をしっかりと学んで、どんな場合でも対応できる子供、最低限の学力をつけて、そして町内にいても活躍をする、また町外に出て、国または世界で活躍する子供を育てる、これは大きな目標です。それから3つ目は、かけがえのない命を大切に、ともに生きる力を養う。ともに生きて助け合って協力していくという力を養う。それから4つ目は、多くの人と交わりながら、自然や歴史、文化に触れて、豊かな心を育てていく。それから5つ目としては、神河の一員としての地域にかかわり、ふるさとを愛する心を育てるということで、目標として5つの大きなものを立てておるのでありますというふうなこととございました。

それから、それを踏まえて、毎年ですけれども、固定はしてはおりませんが、現場での具体的な実践目標とも言えるものとして3つ決めております。それに取り組んでいるということとございます。それについて本年6月の町広報にも載せてはおりますが、ことしの目標としております。

1つ目は、笑顔のある学校、挨拶から始めようということで、挨拶運動、昨年度もしましたが、ことしも挨拶運動は続けております。ちょっと最近では余り元気のない挨拶になっているのではないかというような反省も聞いているので、学校でも挨拶を元気に大きくしようというふうな言っているところとあります。

2つ目の具体的な行動目標としては、確かな学力、目当て、見通し、振り返りを持っ

て学習しようと、これは先生も目当てを持って、こういうことをこの時間に教えるんですよというふうなことで、黒板に一番最初に書いて指導するとか、子供たちも今何をしているのか、1時間の授業の最後に何を勉強したのかわからないということではなしに、きょうはこんなことを勉強するんですよということの子供たちも自覚して参加するような授業の形態をつくりましょうというのが2つ目の具体的な目標であります。

3つ目は、やる気は習慣からということで、家庭との連携を大切にしようというものであります。家庭には昨年、家庭学習の手引というのを小学校も中学校も全ての学校で、それぞれの学校で取り組んでももらいました。それを保護者に配布して家庭との協力をして、学校だけでは時間が限られているので、家庭でも教育をしっかりしていただくという、そういうふうな具体的な目標も立てていっているということでもあります。

そのようなことでの取り組みで、神河町の子供たちはそれぞれ力もつけているし、素直に育っていると私は思っています。そういう狙いを持ってやっておりますとのことでございました。

また、別の問いについて、現況で見ますと、大変家庭的には恵まれない子供たちがふえてきていることは事実でありまして、そのような子供の中には虐待的なことも起きていたりしていることもあるようでございます。そういうようなことについては、学校現場で大変に目を光らせておりまして、子供の体の様子とか、そういうものを見ながら、私たちは細心の注意で子供たちと接しているということでもございました。

そのようなことが起これば、すぐにセンターとか関連施設に相談しながら、いろんな人たちと話し合いながら、すぐに対応できるようにしておりますということでもございます。

また、別の問いについて、不登校というような場合には、担任とか適応教室の先生とか、そういうような人たちが入れかわり立ちかわり、本人には出会えない場合が多いのですが、連絡を常にとっているとのメッセージを流している。そのような対応でやっています。現在、一般に言う父子家庭、母子家庭が多くなってきているようでございます。

続きまして、地域交流センターについての報告でもございましたが、課題としては、センターの管理運営状況と拡大解釈に向けた取り組みについてということで報告資料をいただいております。事業執行状況の報告説明を受けました。特筆すべき質疑等はありませんでした。

公民館について。課題として、生涯学習の拠点としての公民館のあるべき姿についてということで、事業執行状況の報告説明を受けました。特筆すべき質疑等はありませんでしたが、現実問題として公民館というもの、2つ重複施設ということでもございまして、これから先どのように運営するのかということが深刻な課題としてあるということで、公民館担当の藤原参事にもいろいろと御意見をさせていただいたというところでございます。

給食センターについて。課題として、食育、メニューの改善、地産地消等の取り組み

についてであります。また、食材の安全対策、食品添加物、残留農薬などについてでございます。給食費の滞納徴収状況についても課題としてあります。これについても、事業執行状況の報告説明を受けましたが、特筆すべき質疑等はございませんでした。

また、情報センターでございます。課題としては、ケーブルテレビの将来像の検討状況についてであります。神河町ケーブルテレビアンケート結果報告書として、平成27年6月集計の資料により説明を受けました。アンケートについては、配布数が4,067通、回収数が923通、回収率が22.69%ということでございます。

事業執行状況の報告説明を受けた後の主な質疑でございますが、1つに要約させていただきましたが、今回の運営方式、いわゆるあるべき姿の検討の手段として住民アンケートをとったのであるが、その回収率が23%弱ということで、果たして今後の進捗についてどうなるのかというふうな問いでございますが、これについて、情報センターが欲しかった情報で、自主番組とか告知放送、電話とかいろいろありますが、住民の方々は自主番組の放送を望んでおられるということがまずわかりました。また、インターネットの速度に関しても、料金との関係もあり、今のままでもよいという結果もわかりました。さらに、住民の方々の意見を聞くという意味では、ケーブルテレビ自体の運営についての批判的な意見が少なかったという部分で、自主放送番組の充実という部分については、今までどおりやっていかなければならないという方向性を出しておりますということでございます。

また、総務課について、いろいろと質疑等もありましたが、多少時間の都合もあって要約をさせていただきましたが、課題として、行政経営の仕組み、これは総合人事管理制度、組織体制強化などの実践とさらなる充実に向けた取り組み状況についての検討でございます。

また、行財政改革最重点取り組み項目の進捗状況についての報告であります。長期財政計画、平成44年までの財政シミュレーションについての報告でありました。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定状況についてというふうなことでございまして、また公共施設等総合管理計画の策定状況についてということでございますが、事業執行状況の報告説明を受けた後、今後の取り組みへの課題についての質疑がありましたが、執行部側では、現在まだ体制づくりの段階等ということで、前回にも引き続いてそういうお話もありましたので、核心に触れるところの質疑には至っていないので、質疑詳細報告については割愛をさせていただきます。

1つ質問として、職員の数について、職員数について、行財政改革で合併当時で185名でしたが、130名を目指して採用計画も4人やめれば1人採用という形で抑制してきたと思いますが、現在、行革とかでの意見で130名を120名とか100名とかにとの御意見もあるようですが、現在の新採用の人数から見て今後どのような考え方で進められるのかという問いでございます。

総務課長のほうのお話でございますが、お尋ねのとおりで、185名から130名を

目指して4人に1人のペースでいこうと進めてきましたが、130名に到達した後については、行革の目標値ですと、さらに10%程度ということで、120名というところがあります。これから先の目標値であるという状況でございます。類似団体については、さらに人数を落としている状況でありますので、さらに減らす努力が必要であるというところでは理解をしております。しかし、今の状況なんでありますが、今の状況で言いますと、職員の数をこれ以上落とすということになりますと、業務量を落とすしかないというふうな状態まで実は来ているのだというふうなことをこの2年ぐらい前から折あるごとに話を出しておられることございまして、これは私どもも聞いておりますので、そういう御答弁でございまして、具体的に削減の試案、例えばどの課をどうする、どうするという話は、いろいろとお話をされましたが、この場でしゃべるのにはちょっと都合が悪いので、割愛をさせていただきます。

また、公共施設の総合管理計画の策定に関する質疑、地域創生会議についての質疑、神河町合併10周年功労表彰に関する質疑等々ございましたが、特に核心に触れたところに至りませんでしたので、割愛をいたします。

それと、会計課の課題でございますが、資金収支計画と公金の出納管理状況についてでございますが、事業執行状況の報告説明を受けました。特筆すべき質疑等はございませんでした。

また、税務課についての課題は、適正・公平な課税の実施と収納率向上への取り組み状況についてでございますが、事業執行状況の報告説明を受けましたが、特筆すべき質疑等はございませんでした。

1つ、昨今の景気といいますか、そういうことも含めて、差し押さえの件数がだんだんふえてくるというふうな課長からのお話もありました。どういう状況になりますか、これから先非常に経済的に不安が募るといふふうなところもありますので、見届けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安部 重助君） 御苦労さんでした。

次に、民生福祉常任委員長にお願いいたします。

松山陽子民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（松山 陽子君） 民生福祉常任委員長の松山でございます。閉会中の平成27年8月7日に開催しました民生福祉常任委員会について報告させていただきます。

執行部からは、副町長及び関係課の管理職員の皆様の出席のもと、事務調査を行いました。詳細については割愛させていただき、重点調査項目に関する説明内容と主な質疑応答を中心に報告させていただきます。

まず、公立神崎総合病院所管について報告いたします。

初めに、27年度6月末までの業務執行状況についての説明を受けました。4月から

6月末までの累計の入院患者数は9,949人で、前年度に比べ約900人のプラスです。外来患者数は2万8,535人で、前年度に比べ約900人のマイナスとなっています。入院では主に整形外科と外科がふえ、外来では産婦人科と小児科が少しふえていますが、その他の診療科が減っているという状況です。

6月末現在の予算執行状況については、事業収益は9億80万円、事業費用は7億1,220万円で、その差し引きした純利益は1億8,860万円となっており、昨年と同時期に比べると5,390万円のプラスとなっています。

次に、医師確保の対策については、宍粟総合病院や高砂市民病院など周辺の公立病院では、神戸大学による整形外科医師の引き揚げがあったが、神崎総合病院は神戸大学にリハビリテーション寄附講座をしていることから、安定的に整形外科の医師が派遣されている。また、兵庫県が寄附講座をし、地域医療総合学科が設置された大阪医科大学からは、内科医を中心に非常勤の医師を派遣していただいているが、新しい学長の考えにより状況が変わる心配もある。しかし、大阪医科大学では、総合診療医として有名な鈴木富雄教授が総合診療医を養成しておられ、その鈴木教授とは、ことし2月の地域医療フォーラムの講演に引き続き、8月には教授の申し出により高校生と医学生の地域医療体験事業を神崎総合病院で実施することとなっており、これが成功することにより、今後も連携が深まっていくと思っているとの説明でした。

次に、北館改築について。29年度末を完成予定とし、今年度は基本構想、基本計画を策定するため、ワーキンググループ会議と北館検討委員会を開催し、北館の機能、改築事業費、健全経営についての課題の共有と問題点の調整をしているとの説明でした。それに関して、スケジュール的にもかなり厳しいように思うので、町と病院とが一体となってきっちりとやっていただきたいとの意見に対し、病院からは、病院があることでの地域医療に安心を与える役割や経済効果、地域のにぎわい効果などを共有し、将来に向けた取り組みや課題についても役場本庁と病院、そして町民との認識を一つにして進めていきたいと思っているとの回答でした。

また、神河町から病院への繰入金の財源は、普通交付税や特別交付税のルール分2億数千万円と特殊事情による特別交付税と一般財源であるとの説明があったが、町民には理解されにくいものである。町民にお金はかかるが病院があることによって大きなメリットがあることの理解を求めていく必要があり、そのためにも何らかの具体的な数字に置きかえる事業評価というものをすべきではないかとの意見に対し、副町長からは、役場内で検討し、考えていきたいとの回答でした。

次に、健康福祉課所管について報告いたします。

地域包括ケアシステム構築の推進状況については、この構築は平成30年度をめどと考えていることと、地域包括ケアシステム構築に関する打合会や研修会などの開催状況等の説明を受けました。これに関しての質問で、健康福祉課として地域包括ケアシステムをつくる上で病院に担ってもらわなければいけない役割があると思うが、施設や整備

が伴うものがあるのなら、北館改築の基本構想、基本計画に間に合うように早急に決めていかないと不都合が生じるのではないかとの意見に対し、健康福祉課としては、病院内の地域連携室の拡充と認知症カフェや発達障害児等のサロンなどのスペースができればという希望がある。また、訪問診療、訪問看護等も同じフロアであれば連携がとれることから、今後検討していく考えであるとの回答でした。

その他、障害者施設整備の検討状況については、ニーズ課題に対する関係者相互の認識を高めるとともに、その課題を先駆的に検討する目的の神崎郡障害者福祉ニーズ検討会を平成27年度から28年度にかけて実施することになったとのこと。また、あやめ苑に設置されていた高齢者生活支援ハウスは7月31日をもって廃止となり、そこで生活しておられた方々は、他の施設や病院に移られたとの報告を受けました。

次に、地域局所管について報告いたします。

地域局と健康福祉課の統合については、町長懇談会で28年4月に統合する方向の考えであることを町民の皆さんにお知らせしましたが、今後は内部で詳細について協議をしていくとの報告を受けました。

次に、住民生活課所管について報告いたします。

クリーンセンターの方向性については、6月2日に姫路市と神崎郡3町及び中播北部クリーンセンターの管理職と関係職員による懇談会を開き、くれさかクリーンセンターへの業務委託について協議を行った。しかし、姫路市からは、くれさか処理場の延命工事はしないこととなったとの説明と、仮に姫路市が2町、市川、神河のごみ処理委託を受けるとして、地元説明をするにしても、現状では理解してもらえる説明材料がないとの指摘もありました。現在も、くれさかクリーンセンターに入れてもらえるかどうかの正式回答はないが、厳しい状況にあるとの説明を受けました。

次に、防災に関する質問で、事務事業管理シートの中で消防団員の安全装備に関する県の助成事業を活用し、消防団員の装備基準となっている救命胴衣を購入する計画であったが、事業採択されなかったため減額補正の予定があるとあるが、この救命胴衣、ライフジャケットについては消防団員が訓練に参加したときに、県の指導監から装着していないことを指摘された経緯がある。人命にかかわることであるので、不採択となった理由と購入予定はいつとなるのかとの質問に対し、県からは不採択理由の回答はなかった。今年度においては台風シーズンが終わる時期となってしまったので、28年度当初予算に必ず上げていくとの回答でした。

このたびの常任委員会では、病院の北館改築、地域包括ケアシステムの構築、クリーンセンターの方向性など大きな課題がある中で、全ての進捗状況に不安を感じる委員会となりました。町民の皆さんに大きく影響するものであることから、スピードを上げた取り組みを要請しております。

以上で、民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 御苦労さんでした。

次に、産業建設常任委員長、お願いいたします。

藤原裕和産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤原 裕和君） 産業建設常任委員長の藤原と申します。

6月定例議会以降の委員会の活動の重立った報告をいたします。

まず、7月6日、県道長谷市川線改良促進議会連絡協議会の現地調査及び総会を行いました。これは市川町の議会と一緒に県道の改良を促進しているものであります。

また次に、7月27日は現地調査、担当の重立ったものの現地調査3カ所を行いました。まず、1カ所は中村の若者向け賃貸住宅の建設地であります。旧の神崎町役場跡地であります。それから、今回問題がありました農村公園ヨーデルの森の浄化槽へも行きました。それからもう1点は、峰山スキー場の計画地であります。この3点については、資料をいただきながら説明を現場で受けたところであります。

次に、8月4日には、所管をいたします事務調査を行いました。また、8月10日、8月20日には、この両日にはヨーデルの森の浄化槽問題についての継続した審議を行っています。

まず、地域振興課地域振興係の関係の重立った報告をいたします。

先ほども言いました現地調査をしました関係で、旧神崎町役場跡地利用で今年度計画をされております神河町地域優良賃貸住宅中村団地12戸分の建築工事の設計図面並びにこころ辺の説明も現地においても受けており、昨日、8月31日に入札の準備で、入札執行されたんですけども、入札が昨日不調に終わりました、また再度入札を予定されておるといようなことを聞いておるところでございます。

それから、今年度新規事業ということの住宅取得補助の関係については、前の委員会でもいろいろ意見も出たんですけども、やはりいきなり補助制度をとということではなくて、ある程度周知期間というものを置いて進めてほしいという意見も再度改めて委員会として出たところであります。

次に、農林業係の関係では、委員よりカドミ対策についての取り組み、それから6次産業化の取り組みの推進などについての多くの意見も出されたところであります。

次に、商工観光係のスキー場関係では、雪彦峰山自然公園公園計画の変更についての、これは県がやられとるんですけども、第1回目の環境審議会自然環境部会というような部会の環境審議会が8月の11日第1回目が行われました。この1回目については、諮問内容の説明や意見聴取がなされたと報告を受けております。この審議会のこれからの予定としましては、第2回目としては10月から11月にかけて現地調査などがなされるようであります。第3回目は、昨年3月から5月にかけて、調査結果等の報告、答申案という報告の予定で県のほうで進められるようであります。これらの関係では、副町長よりこの環境審議会の状況というものが大きく左右されるということで、こころ辺も踏まえて取り組みを進めたいと説明を受けております。

また、これらスキー場関係する部分については、多くの委員より、いろいろ多様な

意見も出されたところでもあります。不安要素が多くあるということでもあり、担当課として、しっかりと取り組むような意見も出されたところでもあります。

次に、問題がありました農村公園ヨーデルの森の浄化槽の問題については、実はゴールデンウィーク前の4月28日に期限切れの生クリーム127リットルを排水に流したということで、これらの浄化槽の処理膜という部分、処理ができなかった。目詰まりを起こして、4月29日に白濁した汚水漏れという部分で、そういう発覚がありました。それ以降、7月15日のこれも白濁した汚水漏れという未処理水、本来処理施設で処理されて放流されるべきものが未処理という部分での猪篠川、特にこの支流であります追上川という川なんですけれども、これに未処理水が放流し続けられていたという事案がありました。

神河町議会の観光施設の担当常任委員会なんですけれども、に対して、これらの重要な部分のこの問題の報告という部分が委員会で何ら受けておらなかったということでは、大変遺憾なところでもあります。そして、前回、5月18日の産業建設常任委員会においても、ここら辺の細かく事務調査を、観光施設なんかの事務調査はしているにもかかわらず、肝心のこの部分の汚水の流出という部分での真相の説明がなかったことが残念でならないわけでもあります。担当常任委員会としまして、神河町議会議員として、またヨーデルの森の観光施設の監視機能という部分及び町議会としての役割、チェックとしての役割という部分が果たせなかったことが猪篠区並びに下流域の住民の皆様におわびを申し上げますところでもあります。申しわけございませんでした。

また、前回の6月の議会では、この浄化槽の修理費という部分で補正予算、修繕費1,134万円と汚水のくみ取り費60万円、こういう部分の審議についても真相がないまま十分できなかった状態で予算を認めたということ。担当常任委員会としての責任も大きいと感じております。商工観光係の担当からは、これらの浄化槽の問題に追われて、地元猪篠区や町議会への報告がおくれたとの謝罪はありましたが、汚水の垂れ流しの事実を隠蔽し、ヨーデルの森そのものが営業し続けたということは大きな問題とも捉えております。

この問題については、7月27日に現地調査、8月4日、担当常任委員会、8月10日、これもこのヨーデルの関係の委員会、8月20日と再三委員会を継続して調査は進めておるところであります。地元との、猪篠区との状況も報告はしていただいとるんですけれども、担当常任委員会としては管理責任の問題、また危機管理体制の強化、そして再発防止策については、大山水処理区へのこういうつなぎ込みなどの編入問題など、何らここら辺については委員会としては解決するには至っておりません。

以上、この関係についてはこれぐらいのところでもあります。

次に、上下水道課の関係では、簡易水道統合整備事業の遠隔監視、ここら辺の提案書というものを受けまして、第1次、第2次の審査の後、9月11日、この予定で整備事業の候補者が決定される予定と聞いております。この遠隔監視システム、ここら辺はク

ラウド型という遠隔監視システムでありまして、こちら辺の説明も委員会で受けたところであります。上下水道課の関係では、その他としてヨーデルの関係の浄化槽の大山処理場への認可変更、こちら辺についての質疑も取り交わされたところであります。

次に、地籍課の関係では、今行われております山林部調査、再調査、そして公共用地の登記処理、こちら辺についても予定どおりの進捗が図られているとの課長より報告を受けております。

次に、最後に建設課の関係では、今回特に報告すべきことはございませんが、平成27年度、裏山防災工事予定箇所図、こういう箇所図の図面並びに7月17日の台風11号による災害報告一覧表、この部分の災害状況の報告、こちら辺の資料提示を受けたところであります。

以上、簡単な報告となりましたけれども、産業建設常任委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 御苦労さんでした。

ここで、私のほうより報告をさせていただきます。

私のほうからは、6月定例会以降、閉会中の重立った事項を報告いたします。

6月28日、朝来市市制施行10周年記念式典が開催され、私が出席しております。同じく6月28日、神崎郡消防操法大会が市川町で開催され、藤森副議長と松山民生福祉常任委員長に出席していただいております。

7月2日から3日、県監査委員協議会臨時総会及び研修会が神戸で開催され、清瀬代表監査委員、山下監査委員が出席されております。

7月7日、社会を明るくする運動神崎郡民大会が福崎町で開催され、私を含め9名の議員が出席しております。

7月9日、中播衛生施事務組合議会臨時会が開催され、松山民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は、監査委員の選任についてであり、議会選出の監査委員には、姫路市議会の駒田かすみ議員が選任されております。

7月13日から14日、県町議会議長会評議員会議が神戸で開催され、私が出席しております。平成28年度兵庫県予算及び施策に関する要望事項等について協議しております。引き続き、県町議会議員公務災害補償組合臨時会が開催され、組合長に佐用町議会の西岡正議長を選任しております。会議終了後に議長研究会が開催され、「国家戦略特区 中山間地農業の改革拠点 養父市の挑戦」と題して、養父市議会議長・勝地恒久氏から事例報告を、また「兵庫農業の課題について」と題して、元兵庫県副知事である兵庫県農業会議会長の藤本和広氏から講演を受け、研修を行いました。翌日は、議会運営の諸問題について意見交換を行いました。

7月14日、第10回神河夏まつり運営委員会が開催され、私が出席しております。

7月15日、神河町地域創生まちづくり講演会が開催され、全議員が出席しております。同じく7月15日、中播建物農機具共済推進協議会総会が開催され、藤原裕和産業

建設常任委員長に出席していただいております。

7月16日、かみかわ高原ハーフマラソン・ウォーキング大会実行委員会が開催され、私が出席しております。同じく7月16日、神河町地域創生戦略会議（しごと部会）が開催され、私が出席しております。

7月23日、神河町消防審議会が開催され、私と松山民生福祉常任委員長が出席しております。同じく7月23日、多可町議会から全議員が空き校舎の利活用について行政視察に来町されて、役場において取り組み状況の説明の後、R e s o r t によん i n 神河を視察されております。当日は、議会からは藤森副議長、松山民生福祉常任委員長と私が、行政からは山名町長、前田総務課長ほか各担当職員に対応していただきました。ありがとうございました。

7月24日、神崎郡民主化推進協議会総会が神河町役場で開催され、私が出席しております。

7月26日、市川町町制60周年記念式典が開催され、私が出席しております。

7月27日、神河町インバウンド事業、春秋航空・春秋国際旅行社歓迎会に藤原裕和産業建設常任委員長と私が出席しております。

8月1日、第50回神崎郡人権教育研究大会が市川町において開催され、私が出席しております。

8月10日、神河町議会の全議員視察研修として多可町中央公民館において、多可町地域包括ネットワークの取り組み状況について、多可赤十字病院の松浦院長ほか関係町職員から御指導いただき、研修を行いました。

8月17日、平成27年度西播磨市町議長会第1回総会が姫路で開催され、私が出席しております。議事については、平成26年度事業報告及び収支決算の認定、平成27年度事業計画並びに収支予算について、いずれも原案どおり認定、可決しております。

8月24日、多可町議会、神河町議会合同で全議員研修会を神河町役場において開催しました。講師に前兵庫県町議会議長会事務局長の長濱秀次郎氏を迎え、「議員の権限と義務」をテーマに講演を受けた後、質疑と意見交換を行いました。

8月28日、第44回播磨中部高原森林基幹道推進協議会総会が神河町で開催され、藤原裕和産業建設常任委員長と私が出席しております。議事については、平成26年度事業報告及び収支決算の承認、平成27年度事業計画並びに収支予算についてで、いずれも原案どおり承認、可決されております。同じく8月28日、社会福祉法人中播福祉会の障害者支援施設「香翠寮」の納涼盆踊り大会が開催され、松山議員と私が出席しております。

8月31日、中播衛生施設事務組合議会定例会第1日目が開催され、松山民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は、平成26年度中播衛生施設事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてで、提案説明がありました。採決は、第2日目の11月4日に行う予定です。

なお、各事務組合の議案等につきましては議員控室に閲覧できるようにしておりますので、必要の都度、ごらんいただきたいと思います。

会議規則第129条に規定する議員の派遣の件は、お手元に配付のとおり議員派遣をしておりますので、御了承を願います。

閉会中に陳情書1件を受理しております。対応については、議会運営委員長から報告があったとおりであります。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、7月15日に第43号を発行し、7月24日に各区長様に配布しております。

以上で、閉会中の重立った事項について報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時35分といたします。

午前10時16分休憩

午前10時35分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

これより議案の審議に入ります。

日程第4 報告第3号

○議長（安部 重助君） 日程第4、報告第3号、平成26年度（第17期）株式会社神崎フード経営状況報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第3号の提案理由並びに概要説明を申し上げます。

本報告は、第17期株式会社神崎フードの経営状況報告の件でありまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。

さて、第17期の経営状況ですが、売上金額は12億6,024万5,000円でありました。前年度は11億3,889万7,000円でありましたので、10.7%増の1億2,134万8,000円の増加となりました。最終利益では2,792万5,000円の黒字となりまして、前年度の904万円の黒字に引き続き、一昨年1,368万円の赤字から比べますと大きく改善することができました。これは売り上げが大きく伸びたことが大きな要因でありまして、イオンフードサプライ兵庫は49.9%の増加、マックスバリュも14.6%の増加となり、主要な取引先の売り上げは伸びています。

また、電気代やプロパンガス代、包装資材等の経費が高くなりましたが、米の仕入れ価格が1キロ当たり年間の平均金額で244.8円となりまして、前期と比べ3,533万円の減となった効果が大きかったと思っております。

今後は、さらなる生産性の向上や売り込みの強化などに努めていくとともに、神河町産米使用の可能性を調査する中で、神河弁当や銀の馬車道弁当だけでなく、神河町の農

産物をもっと使った商品づくりを進めようとしているところであります。このたび平成10年度の創業以来、初めて均等割以外の所得割等の法人税を317万円納めることとなり、ようやく法人としての基盤ができつつあると考えております。

詳しい内容につきまして地域振興課長が御説明申し上げます。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。それでは、報告第3号の内容につきまして御説明申し上げます。

5月29日に開催されました第17期定時株主総会で承認されました株式会社神崎フードの決算報告書の詳細について御報告申し上げます。

表紙の次の2ページ目をお願いいたします。平成27年3月31日現在の会社の状況でございますが、株主は神河町とエスアールジャパン株式会社、そして兵庫西農業協同組合の3者でございます。町の持ち分は830株の4,150万円で、49.7%の筆頭株主でございます。26年度の取締役と監査役は、表のとおりでございます。

総会に先立ち開催されました取締役会におきまして、27年度からの新役員は10ページのとおりでございます。10ページをお願いいたします。足立会長と野村取締役が辞任され、新しくエスアールジャパンの芝原副社長と私、石堂が取締役として就任いたしました。

2ページにお戻りください。従業員は、役員、社員、パートを合わせまして70名、うち町民は54.7%となっております。

なお、お盆やゴールデンウィーク、年末年始、節分等の繁忙期にはアルバイトや派遣労働者を雇用いたしまして、110名程度の人数で取り組んでおります。

3ページには、営業報告を記載しております。総売上金額が12億6,024万5,000円で、前期と比べまして1億2,134万8,000円増加しました。主な取引先の売り上げにつきましては、マルアイが144万1,000円増の2億4,464万円、マックスバリュが2,601万3,000円増の2億4,155万5,000円、エスアールジャパンが2,032万2,000円増の2億1,218万6,000円等となっております。特にイオンフードサプライ兵庫との取引額が6,853万5,000円の大幅な増加となっております。その要因は記載のとおりでございます。お弁当の取り組みとしまして銀の馬車道弁当、神河弁当を販売しておりますが、広報活動の成果もありまして、3,070食の販売となっております。

次に、4ページの貸借対照表でございます。左側の資産の部の合計欄のみを説明させていただきますが、流動資産の合計で2億6,013万4,000円となっております。金額の大きなものは、現金、預金で1億2,943,000円、売掛金で1億4,461万4,000円、原材料等の棚卸資産で1,084万9,000円、未収入金で230万4,000円となっております。

次に、固定資産合計で4,036万3,000円となっております。有形固定資産の内訳は、建物、附属設備、工具、器具、備品、減価償却等で2,497万9,000円、ソフトウェア等の無形固定資産で206万6,000円、投資有価証券等のその他資産で1,331万7,000円となっております。資産の部の合計で3億49万8,007円となっております。

次に、右側の負債の部です。買掛金、短期借入金等の流動負債で2億1,183万4,000円となっております。売掛金で1億744万7,000円、短期借入金3,500万円、未払い金2,819万4,000円、未払い費用1,634万1,000円等となっております。固定負債では、長期借入金で2,166万円にして、負債の部合計では2億3,349万4,000円となりました。

次に、純資産の部では、資本金は8,350万円で、利益剰余金でマイナス1,649万6,000円となり、純資産の部合計で6,700万3,000円となりました。負債、純資産の部の合計は3億49万8,007円となりました。

次に、5ページの損益計算書を御説明申し上げます。売上高は12億6,024万5,000円でございますが、この内訳は、スーパー等へのおすしなどの製品売上高が11億8,201万5,000円、おはぎや赤飯、生米等の物販売り上げが6,169万6,000円、大黒茶屋の売り上げは、弁当、麺、お土産、喫茶売り上げで1,653万3,000円となりました。

次に、売上原価ですが、期首棚卸高が25万1,000円、物販仕入れ高が5,071万9,000円、大黒茶屋商品仕入れ高が562万7,000円、マックスバリュ等への集配センター利用手数料等の販売手数料4,046万9,000円で、合計9,681万5,000円となっております。当期製品製造原価は9億4,480万4,000円ですが、内訳は6ページに記載しております。材料費で6億6,013万5,000円、労務費で1億7,007万1,000円、経費で1億1,530万2,000円となりまして、当期総製造費用は9億4,550万8,000円となり、それに棚卸高を差し引きまして9億4,480万4,000円となりまして、5ページの売上原価は10億4,187万1,000円となっております。

期末棚卸高18万3,000円を差し引きまして、売上原価の合計が10億4,168万8,000円となっております。売り上げから原価を差し引いた売り上げ総利益、いわゆる粗利は2億1,855万6,000円となりました。

次に、販売費及び一般管理費ですが、合計金額が1億9,247万9,000円となっております。内訳は6ページに記載しております。金額の高いものでは、販売員給与の2,537万円、事務員給料の1,125万9,000円、発送配達費の6,463万8,000円、支払い手数料の733万8,000円で、大黒茶屋労務費は製造原価に計上してゼロ円としております。雑給の632万6,000円、賞与の1,067万6,000円、法定福利費の716万2,000円、役員報酬の2,436万円、減価償却費の792万3,000円、リース料の448万7,000円、保険料434万7,000円等となっております。

5 ページにお戻りいただきます。売り上げ総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は2,607万6,000円となりました。ハローワークを通じた雇用に係る補助金や雑収入等の営業外収益で645万4,000円、支払い利息割引等の営業外費用で97万9,000円となりまして、営業外を差し引きました経常利益は3,155万1,000円となっております。特別利益はなく、特別損失として固定資産廃棄損45万5,000円を引き、法人税、住民税及び事業税の317万円を引きまして、当期純利益は2,792万5,000円となっております。

7 ページは株主資本等変動計算書となりまして、累積赤字は1,649万6,000円で、純資産の残高は6,700万3,000円となっております。この累積赤字は以前からの赤字でありまして、税務面で黒字との差し引きができないこととなり、27年度も順調に売り上げが伸びれば納税額も大きくなると思われまます。

8 ページには監査報告書を添付しております。

9 ページには18期の営業計画書をつけております。売上高13億430万円で、3.5%増の4,405万5,000円の増加を目指します。マルアイやマックスバリュ、エスアールジャパン等との取引は順調に伸ばす計画となっておりますが、取引先の上位6社との取引が約85%にもなっておりますので、今後、慎重に営業していく必要があるかと思われまます。18期の秋ごろには米の価格が1キロ当たり20円程度値上がりする見込みと聞いております。円安によりまして原材料の値上げもあり、商品の改廃による値上げを検討し、実施していく必要があると思われまます。

10 ページには株主総会前の議案書をつけていまして、新しい取締役の名前が記載され、承認されております。なお、株主総会後の取締役会で代表取締役社長に濱本正弘氏が引き続いて選任されております。

以上で、報告第3号、平成26年度（第17期）株式会社神崎フード経営状況報告を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。それでは、7点ほどについてお伺いをいたしたいと思ひます。

報告されてる条文なんですけども、自治法の243条の3第2項の規定をもって報告されてるわけなんですけども、第4号の報告につきまして、グリーンエコーにつきましては51%の出資、この神崎フードにつきましては49.7%ということで、この規定は出資比率になっているものかどうか、その条文を教えてくださいたいと思ひます。

それから、4ページに短期借入金なり、それから長期借入金があるんですけども、これは出資比率の変動によって借り入れされてる契約者といわゆる保証人の方はどういうふうに変化してるのか、教えてくださいたいと思ひます。

それから、5ページに大黒茶屋のことがちょっと載っとるんですけども、以前は神崎フードの本体と、それから大黒茶屋と分けてトータルで報告されていたんですけども、今は一緒になっとるんですけども、大黒茶屋も一生懸命頑張っておられますので、大黒茶屋の経営状況はどうなのか、教えていただきたいと思います。

それから、6ページに、先ほどもありましたように、販売員給与なり、それから事務員給与、また雑給とか賞与、役員報酬等も出とるわけなんですけども、この人数はわからないんで、ちょっと教えていただければなと思います。パートも含めて110名という人も雇われてますので、どのような比率になってるのかということをお教えいただきたいと思います。

それから、今期の純利益につきましては約2,800万程度、昨年がたしか900万ぐらいありましたので、トータル3,700万程度一気に改善できたということでございます。累積剰余金がマイナスの1,600万まで改善しとるわけなんですけども、資本金のことも言いますと、トータルまだ1億円上げてこないと、もとに戻ってこないという状況になってるんですけども、先ほど町長の提案説明の中では、米の単価の下落で3,300万ほどと言われたのかな、それによって今回は利益が出たということだったんですけども、先ほどの担当課長の説明では、単価も20円程度上がるということで、今後このような状態が続いていけるのかどうかも教えていただければなと思います。

それから、7点目なんですけども、新役員が最後の10ページに掲げてあるんですけども、社長さんは濱本さん、神崎フードの社員で役になられてる方があるんですけども、その方の役職をお教えいただきたいのと、それから監査役は変更なしでいいんでしょうか。これちょっと名前が出てないんで、そこら辺も含めて、ちょっと御答弁願えればと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） ちょっと質問が多過ぎたんで、全部答えられるかわかりませんが、まず出資金のことを言われたと思うんですけど、49.7%、何でかなということなんですけど、初めはフードも51%の町の出資金がございました。ところが、借入金をする場合、51%の町の会社というんですか、母体が町であるなら、借入れについては町のほうから借入れしなさいよ、民間のほうでは貸し出しできませんよというようなことを言われましたので、その分で50%を切らねばならないということで、急遽49.7%という50%未満にあわせた経過がございます。

それと、一時借入れの保証人やったですかね。その金融機関につきましては、但馬銀行さんのほうで一時借入れのほうはしております。

それと、大黒茶屋の状況でございます。確かにお客さんが多いときにはいいんですけども、通常、平常時のお客さんはやっぱり少ないです。そして、フードのお弁当等も売り上げがやはり平日は少ないもので、ちょっとそこら辺の改善も考えていかねばならないかなと思います。

それで、職員の人数等でございますが、通常は70名程度でございますけれども、やっぱりこの前の盆とか年末年始のときには110名、アルバイト等を緊急雇用しなければならないということもあります。それと、今ちょっと検討されているのが外国からの労働も考えておられるとも聞いております。そこら辺はどうなるかはわかりませんが、そういうことも検討していきたいということでございます。

債務者と連帯保証人につきましては、ちょっと後ほどで御報告させていただきます。ちょっと今わかりません。

それと、1,600万の累積の赤字ですけども、今7月の決算でいきますと40万程度ですかね、黒字になって、1,600万が今やったらチャラというか、消えてしまうぐらいの状況になってます。ただ、今も言うたとおり、米の価格が1キロ当たり20円変わりますと、大体800トン使いますので、それだけで1,600万の差が出てきますので、米の値上がりによりまして、その数字がちょっとまた変わってくるかなというような感じでございます。

○議長（安部 重助君） 代表の濱本さんの件についてと、それから監査委員。

○地域振興課長（石堂 浩一君） ちょっとそこも後ほど説明させていただきます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 1番目の自治法の243条3第2項の規定というのは、いわゆる多分出資割合で報告するようになってると思うんですね。多分これ2分の1以上になってるかなと思うんですけど、一番気にしてるのは出資割合が49.7ということで、株主総会があってなれば、あの施設等も全部町が投資して設備改良してます。それで、ややもすれば最悪の場合、いわゆる経営者がかわってしまうという格好になってしまいますと、町が残存価格も残ってるままで転売されてしまうような格好になっててもぐあい悪いんで、そこら辺の規定がどうなってるのかなというふうに思います。50%を超していれば町しか借り入れできないんやったら、それでいいと思うんですけど、それだけでじゃあいいのかどうか。自治法の条項と抵触しないのかということが一つ疑問に思います。

それから、大黒茶屋につきましては、店長は一生懸命頑張ってくれています。やはりそこはそれとして、表に出る格好でしてあげないとちょっと気の毒かなと思いますので、そこら辺についてもちょっと教えていただければと思います。

それと、やはりこれフードの人件費の報償費とか給料関係も全くわからないんですけど、それぞれで払ってはる人数で割れば、大体1人何ぼほど出てるかなというのがわかるんですけども、今の状態では、どれがどうかははっきりわからないですよ、これ。販売員の部分と、それから事務員の部分、それから役員報酬とかいって、また雑給もあったり、それから賞与もあって、いろいろあるんですけど、それぞれが何人ずつの分をここで払ってこの金額になっているのかを教えていただきたいかったです。

それと最後に、一番気になってることは、早くもとの状態、いわゆる健全経営をして

もらうということで、あと1億円純利益がふえますと、資本金の8,350万ですか、それがいわゆる残る形で、もとの状態に戻るんですけども、早くその状態になってもらうために、どのような形で取り組んでいるのか、決意されてるのか、そこら辺も教えていただければと思うんです。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 大黒茶屋につきまして、本当に店長はよく頑張っておられます。それは、特に積極的にお客さんの取り込みというんですか、そういうことは本当にすごいなと感心しております。それで、その辺も今から考えていきたいかと思えますので、そこら辺はいいんですけども。50%を切って、それが地方自治法のほうでということですけども、それにつきましてはちょっと調べさせてもらわないと、私のほうからは今具体的にはわからない状況でございます。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） また後ほど出資比率の関係については再度確認させていただいて、担当課長のほうから報告させていただきますが、この出資比率について50%を切るという部分について、これまでの議会の中でも質問が出ております。私、記憶しておるのは、全て法令とか、その辺も含めて調査した上で、この出資比率50%を切った部分についても、これは問題ないというところで今進めてるというふうに私は理解しているところであります。詳しい部分については再度報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。取締役の改選ということなんですが、神河町が筆頭株主と言いながら、前回、足立前町長が退任されて、エスアールジャパンのほうから1名の選任という、こういう形になるんですけど、果たしてこういう形の役員選任が後ほど影響が出るのじゃないかと思うんですが、そこらあたりはどういうふうに考えておられますか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私が町長に就任するまでは、社長につきましては筆頭株主であります神河町長がしていたというところでございますし、また就任した当時、前町長であります足立理秋氏が引き続き社長という任についていただいたという経過がございます。その後、この会社の運営につきまして、いわゆる筆頭株主が社長をするという方法もありますけども、より経営力というんですか、そういったところの専門であります民間からのそういった役員で選任をしていただいた中で社長についていただくということが、実はこういった三セクの会社でありますけども、利益を追求しなければいけないという点については、より専門性が高いというところで、妥当な選任の方法ではないかなというふうなところも含めて、今のエスアールジャパン出身の濱本氏に社長に就任していただいたというところでございますし、また濱本社長が就任していただいた以降は、

社長みずから現場の隅々まで入っていただきながら、社員とのコミュニケーションをとっていただく中で、さらに販売網を開拓していく。当時、米の価格が一時上がったというふうなことで、非常に経営のほうも苦しかったんですが、その中で取引先との精査も含めて、新たに販路を拡大する部分、縮小する部分というところをプロの目で判断をする中で、昨年からの、米の価格も少しは安くなったんですけど、利益が出るという状況に反転したと、よい状況になったというふうなところがございますので、私は、筆頭株主は神河町でありますけども、代表取締役についてエスアールジャパンから出ていただくから、この神崎フードが今後不安定になるとか、そういうふうなことは私は一切思っていないところでございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。濱本社長、一生懸命頑張り、黒字という形に、いい状況になっておるんですけど、この役員の改選の中で神河町の中の選出ということになれば、私もある程度今までの理解は得るんですけど、今回、エスアールジャパンのほうからの選任という形で、実質筆頭株主の中での関係とすれば、我々、町長と地域振興課長、石堂課長の2名で果たしてこういう形の役員の選任でいいかなと、ちょっとそこらの疑いは感じるんですけど。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私は特に問題ないと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。5ページの損益計算書並びに6ページの販売費及び一般管理費の内訳についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

売上原価に含まれておる販売手数料4,046万9,000円及び販管費に含まれている支払い手数料733万8,000円でございますけども、これ前もちょっとお聞きしたかもしれませんし、今もちょっと石堂課長のほうから簡単な説明があったと思うんですけども、同じ販売手数料で売上原価に含まれている4,046万というのは、これエスアールジャパンとかマックスバリュさんの本部経費に相当するものなのかと想像はしてみるんです。あと、販売費、一般管理費に入ってくるこの支払い手数料というのは、まさに販売するための支払い手数料だろうというように思うんですが、この2つの差というのは一体何なんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 申しわけないです、細かいところはちょっとわからないもんで、また後ほどお願いします。済みません。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

ほかにございますか。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。まず、2ページの一番下の従業員数ですね、神河町内在住、これ54.7%、半分以上を占めとるんですけれども、いわゆる住民票がこの方々は全員神河町でしょうか。もしその内容がわかれば。

もう1点、続いて。その3ページの売上げの内容が書いてあるんですけれども、以前にもありましたけれども、今は順調に4社で85%ですか、どんと大口をいただいているんですけれども、要するにリスクを減らすためにも、どこかがこれ1社またぐずぐず言い出したりとか、価格下げとか、こっちにもあるんやというのは常ですから、前回もありましたんでね。そういう意味での営業的な開拓なり、要するに持続してしていただけるような、いわゆる営業活動をどういうふうにされてるのか。この2点お願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） この54.7%は神河町に住んでおられますけども、今言ったように住民票を移してるか移してないか、それが何%というのはちょっと把握しておりません。あくまでも神河町に住んでおられるという数字なんで、それが住民票を移してるかというところまではちょっと聞いておりませんので、確認します、これは。

それと、確かに企業ですから、品物を持っていったら、その分に対して安くせよというようなことは言われます。それで、そういうトラブルも多少ありました。ですから、今言ったように、この6つの企業さん、どれ一つにおいても、そういうトラブルがないようにするのが、逆に言うたら売上げを伸ばす方向の一番でございます。ですから、今現在、会社取締役社長を筆頭に取締役3人で会社を回って営業の販路をふやしている状況なんです。それで、特に今からおいなりさんとか、そういうすし系統が売上げには一番高くというんですか、利益が高いもんで、その営業を一生懸命されている状況でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。濱本社長からお聞きしてるのは、ギフトショーですね、そういうところ辺で、大阪とか東京にあるギフトショーに出てバイヤーを探すという営業もやられておられます。それと、今までは例えばマックスバリュさんなんかの場合は、自前でもってお弁当とか、いろんなのをつくってたんですけど、そういう方が非常に少なくなっているということで、一時それが減ったんですけども、逆に人手が足りなくなって、今それができなくなったので、またそれが復活してるということで、またそれから神河弁当につきましても、もともと薄利多売で安い商品をいっぱいつくってたんですけども、それではなかなかもうけが得にくいということで、今回、神河弁当は約1,100円、お茶をつけて1,100円なんですけど、そこら辺でもって利益幅の大きい部分について、もっと営業をかけるというふうにお聞きしています。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかにないようでございますので、質疑を終結します。

また、確認事項については後ほどよろしく願います。

報告第3号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第5 報告第4号

○議長（安部 重助君） 日程第5、報告第4号、平成26年度（第19期）株式会社グリーンエコー経営状況報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第4号の提案理由並びに概要説明を申し上げます。

本報告は、第19期株式会社グリーンエコーの経営状況報告の件であり、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。

第19期の経営状況ですが、政府主導の経済政策により景気は穏やかな回復基調が続いているものの、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減に加えて、夏の天候不順によりマイナス影響を及ぼすこととなり、集客を図る上で厳しい年となります。その結果、年間の入り込み客も17万2,649人と昨年対比で1,000人の減となり、特に台風等の影響でコテージのキャンセルが続発し、施設利用収入は6,857万7,000円、前年比155万7,000円の減収となりました。

飲食業務等収入については、ドームでのバーベキューが好調であったため、8,547万6,000円、前年比14万9,000円の微増収となりましたが、全体の営業収益は1億6,872万、前年比116万8,000円の減収となっております。

支出におきましては、当期定休日導入で響の湯ボイラー燃料費の節約で前年比85万2,000円、その他経費節減で販売費及び一般管理費を83万2,000円削減できましたが、売上高のマイナスを吸収し切れず、営業収益はマイナス104万3,000円となりました。

今後も、昨年2月に作成しました中期事業戦略案に基づいて、当施設の特徴や改善点を再認識した上で、お客様本意の魅力的な施設として再生すべく、グラウンドゴルフ場の新設を初め、さまざまな取り組みを行ってまいります。

詳しい内容につきましては、地域振興課特命参事から御説明申し上げます。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。それでは、株式会社グリーンエコーの第19期経営状況につきまして、株式会社グリーンエコーから提出された事業報告に基づきまして御報告申し上げます。

事業報告の1ページをごらんください。政府主導の経済政策により景気は穏やかに回復し、利用者の増を見込んでおりましたが、一番の入り込みが期待できる夏場に天候の不順が原因でグリーンエコー笠形を初め、町内のアウトドア施設は大きく入り込み客の減少となっております。年間の入り込み客は17万2,600人、対前年1,000人余りの減少となりました。そのような中、記述にあるさまざまな増収策で取り組みました。特に高校生向けのオリエンテーション誘致活動では、13校の誘致に成功し、平成27年度も営業活動を広げ、高校、大学生向けに野球場、体育館を生かした部活動の誘致にも広げていきたいと考えています。また、大手宿泊予約サイトに新規加入したことも大きな成果につながっていくと考えております。

2ページには、部門別の営業収益、3ページには利用人数を記載しています。19期のいこいの村の営業収益は1億6,872万、対前年116万8,000円、0.7%の減となっております。内訳としまして、施設利用収入は6,857万7,000円、対前年155万7,000円、3.9%の減です。飲食業務等収入は8,547万6,000円、対前年14万9,000円の0.2%の増、その他収入は466万8,000円、対前年24万で5.4%の増となりました。

減少の原因は、ハイシーズンの悪天候が大きな要因となっております。利用者の状況でも、悪天候による宿泊施設のキャンセルが多く、グリーンドームは約3,000人弱ふえましたが、全体の増にはなっておりませんでした。全体としては厳しい経営状況でありましたが、次年度の増収につながる施設改良はできました。

最近の傾向としては、若い子供連れの家族や若者のグループの利用が多くなったように思われます。その根拠としまして、施設料収入が伸びているのに対し、飲食売り上げは伸びずに飲食の持ち込みが多くなっております。損益に関しましては、売上高は116万8,000円の減額となり、一般管理費を83万2,000円減額することができましたが、営業利益は140万3,000円の赤字となりました。

4ページには、第16期から19期までの収支表を記載しています。また、平成26年度の状況を振り返った中での経営課題項目を記載しております。1つ目は、「カーミンのみずべ」の本格オープンに伴う広報活動や安全対策に取り組みます。2つ目は、グラウンドゴルフ場開場に伴う誘致活動や施設利用、飲食とのセットメニューの開発に取り組みます。3つ目は、老朽化した響の湯のリニューアルに伴い、町内及び近隣市町へのPRを行い、リピーター確保に取り組みます。4つ目は、食堂の新規メニューの開発を行い、地域ならではのグルメ開発に取り組みます。5つ目は、昨年度に引き続き高校生向け団体誘致営業活動に取り組みます。以上のような取り組みで黒字経営を目指してまいります。

4ページの中段から5ページには会社の概要を記載しております。株主の変更はございません。

続きまして、7ページは貸借対照表、8ページは損益計算書でございます。まず、7

ページの貸借対照表の説明をさせていただきます。左の資産の部ですが、流動資産が2,557万4,599円、主なものとしたしましては、預金、現金の2,391万3,611円、次に売掛金の165万4,502円でございます。次に、固定資産が180万9,514円で、うち建物等の有形固定資産が169万1,324円でございます。次に、電話加入権の無形固定資産が2万4,000円、投資、その他資産で9万4,190円となりまして、資産合計は2,737万9,973円となっております。

次に、右の欄の負債の部では、流動負債が1,161万5,086円で、主なものとしたしましては、1,085万5,997円の未払い金でございます。その中でも株式会社ホープへの未払い金が815万2,484円となっております。負債の部の合計は1,161万5,086円でございます。

純資産の部では、資本金が2,000万円、剰余金がマイナス423万5,113円となっております。純資産の部合計は1,576万4,887円で、負債・純資産の部の合計額は2,737万9,973円となっております。

次に、8ページの損益計算書でございます。営業収益の合計額は、税抜きで1億6,872万3,222円でございます。内訳としては、施設利用収入が6,857万6,757円、飲食業務等収入が8,547万5,572円、その他収入が466万7,985円、公益性確保委託料（指定管理料）が1,000万8円となっております。販売費及び一般管理費の合計は1億7,012万3,697円となっております。主なものとしたしましては、人件費の595万6,842円、水道光熱費の2,123万1,669円と諸手数料の1億3,659万1,849円となっております。

この結果、差し引き営業利益は140万3,375円の赤字となりました。そして、営業外収益は12万1,386円となりまして、営業費用は2,208円となっております。経常利益では128万4,197円の赤字となりました。税引き前当期利益が128万4,197円の赤字で、法人税等18万6,823円を差し引いた当期純利益は147万1,020円となりました。

なお、27年度の事業計画を別紙資料でつけておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、報告第4号、平成26年度の株式会社グリーンエコーの経営状況について御報告を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。グリーンエコーにつきましては、報告書によりますと、いわゆる天候の影響で入り込み客数も減ったということのようでございます。26年度の観光入り込み客数の実績からいきますと、グリーンエコーは全体の26.2%ぐらいになるのかな。それから、ヨーデルの森で18.6%ぐらいになっていると

思います。2つ合わせますと44.8%ということで、町の観光施策のいわゆる基幹的施設にもなってるものと思います。ちょっと気になるのが2ページのコテージとホワイトコテージの利用料の減、天候で宿泊数も減ったということなんですけども、これ開村当時に恐らく改修されてないままの状態です。最近、ホワイトコテージのほうで何かの委員会で上がったことがあるんですけども、見るからにちょっと壊れそうなほど、よく傷んでるんですけど、計画によりますと、ホワイトコテージのIH化とかいうようなことも書いてあったかと思うんですけども、こういう基幹的施設につきましてのいわゆる改修計画の案があるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいのと、2点目なんですけど、8ページに諸手数料があるんですけど、これ全体の80%ぐらいを占めてるのかな。かなり大きな金額になっとるんですけど、以前これの多分内訳がついてたと思うんですけど、今回ついてないんで、この内訳はどないなってるのか、ちょっと教えていただければなと思うんですけど、その2点お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。ホワイトコテージにつきましては、おっしゃるとおり非常に老朽化が激しくなっております。今、観光施設等利用促進計画の中でも、その部分については触れておりますので、今後、内容を詳細に検討しながら、先ほど言われましたように、町内の入り込み客数で非常に大きなウエートを占めてる施設ですので、その分について詳細な検討を今から進めてまいりたいと思います。

それから、8ページの諸手数料の内訳についてなんですけども、これにつきましては、ホープとそれから株式会社グリーンエコーで契約がなされています。その部分の中で定額部分と、それからインセンティブの部分が1.5%あります。今回につきましては、まず毎年4月1日に株式会社グリーンエコーと、それからホープとで契約がなされています。それで、通常の場合は定額で月額基本委託料といたしまして952万円となっております。その中で、インセンティブとして売り上げの1.5%をします。ただし、売り上げの2億円を超えて2.5億円までは3%、2.5億円を超える部分については4%とするという規定になっておまして、なお、ただし、26年度につきましては、定額なんですけども、例えば10月、11月、12月、1月、2月、3月とそれぞれの定額から、多分売り上げが少なかったからだと思うんですけども、定額料金を減額しております。数字を申し上げますと、26年の10月につきましては852万円、それから26年の11月につきましても852万円、それから12月につきましては552万円、それから1月も552万円、それから2月につきましては452万円、それから3月につきましては452万円、それ以外につきましては基本金額どおりです。それにプラスそれぞれの毎月の部分の売り上げについて1.5%ということで、数字については非常に難しいんですけども、今聞いているレベルの中のお話で言いますと、これらの定額プラス手数料をもって、先ほど言いました1億3,000万のお金が委託料として支払われていると

いうことでございます。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。先ほども言いましたように、全体の8割を占めて、あと2割しか報告ないのもおかしな話だと思います。多分以前もこれ資料としてついてたと思うんですけど、やっぱりつけるべきじゃなからうかと思うんですけど、そうしないと全然わからないんでね。ほとんどのものが隠れてしまってるような格好になりますので、必要じゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） そしたら、計算表をつけまして、後日提出させていただきます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 廣納です。2ページの部門別概況に話もありましたとおり、持ち込み料というのがあるんですけども、これの範囲ですね、何をもち込んで、どういうものがどういうお金、要するに何をもち込んだら幾らとか、1人幾らとか、ちょっと単位はわかりませんが、それと範囲ですね、レストランでもええのか、日本間でもええのか、宿泊施設でもええのか、ドームですね。そこら辺の範囲があるのかどうか、これをお願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 基本的に施設内は、旅館内はだめだと思うんですけども、それ以外の屋外施設についてはほとんど持ち込みは可というふうに聞いておるんですけども、詳細についてはまた後で御報告申し上げます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。1ページの事業報告の中ごろなんですけど、増収策として高校生向けのということを積極的にという形で、高校が13校ですか、あったんですけど、一つ例でいきますと、私、たまたまこの2月の終わりごろにレストランで広島の高校が泊まりで来ておられました。ちょうど監督とも心安く、いろいろお話をする中で、いろいろPRをしたんですけど、残念ながらふと横を見れば、学生が夕食の終わりというか、御飯が足らんですわ。それで、聞けば、もうそれで終わりですということで、レストランへ行って、あれどないなととるんや、高校生は1杯なんか足らんのだから、そういう形のおもてなしとか、そういうものをするべきと違うんかと言うたんやけれど、プラスアルファのお金をもらたりますという従業員の態度であって、そして、あと責任者がいないので、どうこうできませんということなんで、じゃあ明る日また話をするか、なかったら私、お金を払うから十分食べさせてやってくれということで、監督さんとも話ししてということで、子供はわんさと飯を2杯も3

杯もおかわりをしました。

そういう形で、明るく日、私もじきに行って、話をしようと思って行ったんですけど、監督から支払いをいただきましたという従業員の話で、何や僕が払うって話しておったんでしょという言うたんですけど、そういう形で監督さんが支払っておられました。非常に残念というか、おもてなし、また高校生、恐らくどんどん食べますから、そういうメニューのものをしっかりとやっぱりつくっておくべきであろうと。となれば、後々PRなり宣伝なり、どんどん来ていただけたらと思うんですけど、朝食ではおかわりは十分なんですけど、夕食はありませんということなんですけど、そこら辺あたりが改善されたかされないのかわかりませんが、やはりしっかり今からそういう形をすれば、もっとどんどん高校生が利用してくれるし、それがPRになっていくと思いますので、そういう指導のほうもよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） ちなみになんですけども、今回、利用していただいている学校で言いますと、西脇工業、それから八鹿高校、姫路飾西高校、高砂南、福知山、明石北、姫路西、豊中、大冠、長尾、それから刀根山、千里、明石と、本当に多くの学校がグリーンエコーを使っていただいています。その中で、今言われましたように、一番食べどきののに御飯が足りないというのは本当にちょっとつらい部分なんで、それについては十分な改善を図っていきたいというふうに思います。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。よろしくお願います。市川高校と練習試合されて泊まるということで、広島の高高です、1泊やったと思いますけれど、来ておられました。そのときのお話でございますので、またそういう形のメニューというものをつくっておけば、そういうこともないし、またPRになると思います。よろしくお願います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。1点だけ教えてもらいたいと思います。5ページで従業員の状況ということで、合計で32名上がってますが、これは株式会社グリーンエコーと株式会社ホープの従業員さんの合計だと思うんですが、その中で、純粋にグリーンエコーの従業員さんですね、その人数だけを教えてもらいたいと思います。その方がこの区分の中のどこにおられるのかを教えてもらいたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 先ほど言いました諸手数料の中で見ている部分について、人件費を2人分見ている。それはホープの会社の人間だというふうに聞いてるんですけど、それ以外は全員グリーンエコーの職員だというふうに聞いています。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。ちょっと私がこのような質問をさせてもらったのは、8ページの損益計算書の中で人件費として上がってるのが595万6,842円ということですので、これは多分1人分か2人分の人件費かなと思いましたが、じゃあグリーンエコーの従業員さんは何人おられるかということで、この表で説明を求めたところです。以上です。

○議長（安部 重助君） 地域振興課特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 済みません、山下です。再度調べまして御報告します。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。藤原資広議員から申し出があったんですけども、この8ページの諸手数料ですね、これはホープのほうに委託金みたいな形で支払われるんだと思うんですが、ここの収支が見えないんで、余分なことを聞かんとあかんのんですが、もともとグリーンエコー笠形ですね、第三セクターは、そんな説明を受けたんじゃないんですけど、私の思い込みかもわかりませんが、赤字は出さないと。これ税金のけて128万4,000円の赤字ですわね。原因はようわかつとるんですけども、それはそれとして。やはりここは収支を限りなくゼロに近づけて、諸手数料で調整するというのが本来の考えやないかと思うんですが、そのために指定管理料として1,000万円出しとるわけですからね。いわゆるここの第三セクターは収支をゼロにすることを見込んで、1,000万円の指定管理料を出しとるわけですからね。その辺はどういう見解なんでしょうかね。基本的なところを教えていただきたいんですが。

○議長（安部 重助君） 地域振興課特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） その1,000万については、公益性確保の部分でありまして、環境改善センター部分と、それからもう一つは社会体育施設というふうになって、それについては収益を生まないということを前提にされていると思います。なので、その指定管理料については、例えば直接教育委員会等が管理する場合も含めまして、それよりも株式会社グリーンエコーに預けたほうがより効率的な運営ができるという判断のもとに、そういうシステムができ上がったのかというふうに考えています。

それとあわせて、株式会社グリーンエコーと、それからホープとのこういう取り決めについては、もう少し過去にさかのぼらないとちょっと私、十分なそこまでの理解はできていません。ただ、運営ノウハウとして、やっぱり第三セクターにはそういう十分な人材がないということで、その分野に熟知されたホープさんが入られて運営をやられてきたのかなというふうに思っております。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 山下です。後でよろしいんですけども、私は単純な疑問なんです。やはりホープさんのほうも経営努力されているという前提で、この1億3,600万円余りもらっても、支払いしても、その会社も今収支がわかりませんので、ひょっとしたら赤字かもわかりません。それから、多分間違いないと思うんですけども、上のいわゆるグラウンドゴルフ場を整備されましたね。そういったお金も要っておりますので、これ1億3,600万円たくさん払うとるがえと言うたとしても、ホープさんも収支が赤字かもわかりませんがね。しかし、私は、やっぱり第三セクターのほうは収支をゼロにして、そしてあとホープさんに経営してもらおうんだというように思い込んでるんですけど、それは違うとったら、次の機会でするので、しっかりと教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。その点につきましては、以前から監査委員のほうからも何回か指摘がございました。非常に株式会社グリーンエコーという第三セクターがありながら、ホープという会社が実質全部やってるじゃないかという部分があるんです。その部分については、非常にわかりにくいねという話があって、通常一般的に考えますと、ホープさんが指定管理を全部受けられたほうが自然ではないかなという思いがあります。ただ、そこら辺については過去の経緯等をもう少し十分調べさせていただきまして、また今後、御回答させていただきたいなというふうに思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

報告第4号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第6 報告第5号

○議長（安部 重助君） 日程第6、報告第5号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第5号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件について、報告理由及び内容を御説明申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございます。普通会計及び特別会計と公営企業会計それぞれに赤字はなく、これら会計を連結しての赤字もないので、該当ございません。実質公債費比率は16.1%、将来負担比率は43.7%で、いずれも早期健全化基準未達の比率であります。また、公営企業会計に係る資金不足比率は、資金不足が生じていないので、該当はありません。

以上、監査委員の審査意見書を付して報告いたします。

詳しい内容につきましては、総務課財政特命参事から説明いたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課の児島でございます。それでは、報告第5号、健全化判断比率及び資金不足比率について詳細説明をいたします。

表紙をめくっていただきまして、健全化判断比率及び資金不足比率の報告書をお願いいたします。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれ町長から先ほど説明がありましたように、赤字はございませんので、ハイフンで表示をいたしております。続きまして、実質公債費比率でございます。16.1%でございまして、25年度決算を受けての比率が16.9%でございましたので、比率は0.8%改善をいたしております。それから、将来負担比率につきましては43.7%で、25年度決算を受けての比率が46.1%でございましたので、2.4%の改善となっております。これらは右側の欄にございます早期健全化基準でございます実質公債費比率25.0%及び将来負担比率350.0%の基準未達といずれもなっております。

この実質公債費比率につきましては、平成18年度に公債費負担適正化計画を策定し、投資的事業を抑制しながら合併特例債を中心に辺地債など有利な交付税算入のある起債を充当してきたことに加え、繰り上げ償還を実施してきたことを踏まえまして、確実に元利償還金が減少した結果、着実に計画のとおり改善をしてきました。今後も、引き続き公債費の適正な管理に努め、比率の改善を図りたいと考えております。

また、将来負担比率につきましては、普通会計等の地方債の現在高を含めた将来負担額の増加よりも財政調整基金を含めた充当可能基金等の充当可能財源が増加のほうを上回っておるために、結果として比率は改善をいたしております。今後も、引き続き町全体の地方債残高を含めた将来負担の縮小を図ってまいりたいと、このように考えております。

続きまして、資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業会計、公立神崎総合病院事業会計、土地開発事業特別会計それぞれに資金不足をいたしておりませんので、ハイフンで表示をいたしております。

3枚めくっていただきますと、資料として1ページから5ページまでをつけております。

それでは、5ページに算出の方法を記載をいたしてありますので、5ページをお開き

ください。まず、実質赤字比率でございます。これにつきましては、普通会計の赤字比率ということでございまして、算出方法につきましては、標準財政規模分の一般会計等の実質赤字額ということで算出をされます。まず、標準財政規模につきましては53億6,424万円でございます。これにつきましては、少し戻っていただいて3ページをお開きください。3ページの中段の⑮標準税収入等22億1,571万1,000円と⑯普通交付税額27億4,874万4,000円、それと⑰臨時財政対策債発行可能額3億9,978万5,000円、この3つを足した合計が標準財政規模となっております。

続いて、5ページに戻っていただいて、分子に当たります一般会計等の実質赤字額マイナス1億7,106万7,000円でございます。これにつきましては、2ページをお開きください。2ページの左上段の一般会計等という欄がございます。一般会計から長谷地区振興基金特別会計までの実質収支の合計額でございます。1億7,106万7,000円という数字がここに上がってきまして、いずれも黒字というところで、算出についてはマイナス表示をいたしております。黒字でございますので、赤字比率は出てこないということで、結果的にハイフン表示となるものでございます。

続きまして、連結実質赤字比率でございます。分母が標準財政規模で、分子につきましては連結実質赤字額となっております。標準財政規模は、先ほど申しました53億6,424万円でございます。分子につきましては10億2,854万4,000円でございます。2ページの先ほど申しました一般会計等の合計に、その下、国民健康保険事業特別会計の実質収支額から右下の土地開発事業特別会計の数字全てを足した合計が10億2,854万4,000円ということで分子に上がってきます。その部分につきましては赤字はございませんので、マイナス表示で実質赤字の比率は出てこないということで、最終的にハイフン表示で表示をしているというところでございます。

続きまして、5ページに戻っていただいて、実質公債費比率の算出方法でございます。まず、標準財政規模から元利償還金及び純元利金に係る基準財政需要額の算入額を差し引いたものを分母といたしまして、分子につきましては、地方債の元利償還金と純元利償還金、これにつきましては、普通会計の元利償還金と企業会計等の償還金を合わせた合計から特定財源を引きまして、なおかつ元利償還金、純元利償還金に係る基準財政需要額に算入された部分を差し引いて計算することとなっております。

まず、分母でございます。標準財政規模53億6,240万円から基準財政需要額の算入額11億5,689万円を差し引きます。この11億5,689万8,000円につきましては、3ページをお開きください。3ページの上段、⑨から中段の左から2番目、⑭までの平成26年度の数字の合計額となっております。この数字が交付税の基準財政需要額に算入された公債費の元利償還金となっております。それを差し引いて分母としております。

続いて、5ページの部分で、分子の部分でございます。地方債の元利償還金と純元利償還金の18億8,500万2,000円でございます。それと差し引き特定財源と元利償

還金、純元利償還金の部分でございまして、12億2,072万円ということで、これにつきましても、3ページをお開きください。3ページで、①から⑦、これを足したものが地方債の純元利金の合計となります。続いて、差し引く⑧が特定財源の額、それと⑨から⑭が交付税算入の額、それぞれその数字を当てはめて分子を出してきます。それによって出てきた平成26年度の単年度の実質公債費比率は15.78864%という数字が出てきます。これを3カ年平均するというので、平成24年度、25年度、26年度のそれぞれの単年度の数字を足して3で割った数字が26年度の決算における実質公債費比率16.1%ということが出てくるということでございます。

続いて、将来負担比率でございます。分母につきましては、先ほど説明しました実質公債費比率の分母と同じでございます。分子につきましては、将来負担額から、それぞれ充当可能基金の額、それと特定財源見込み額、それと地方債現在高に係る基準財政需要額の算入見込み額をそれぞれ引いたものが分子になってございます。将来負担額につきましては175億1,467万5,000円、それと差し引く充当可能財源につきましては156億7,281万8,000円ということで計算をしていきます。

それにつきましては、1ページ戻っていただいて、4ページをお開きください。将来負担額につきましては上段、地方債の現在高から退職手当負担見込み額の合計がその下段の将来負担額Aという欄に入ってきます。続いて、充当可能財源等ということで、中段にあります3つの歳入を合計したものが充当可能財源等ということでBの欄に入ってきます。これをそれぞれ計算をいたしますと、26年度の将来負担比率43.7という数字が出てくるということでございます。

続きまして、5ページに戻っていただきまして、最後の資金不足比率でございます。これにつきましては、企業会計における資金不足額が発生しておりますと、資金不足の比率が出てくるというところでございますが、資金不足はそれぞれございませんので、ハイフンで表示をしているということでございます。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

報告第5号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第7 報告第6号

○議長（安部 重助君） 日程第7、報告第6号、平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第6号、平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件について、報告理由及び内容を御説明申し上げます。

本報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施いたしましたので、別紙のとおり報告書を提出し、公表するものでございます。

詳しい内容につきましては、教育長と教育課長から御説明いたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

教育長。

○教育長（澤田 博行君） 澤田です。平成26年度の神河町の教育ですが、町では、教育基本法や学習指導要領、ひょうご教育創造プランなどを踏まえ、平成23年4月に生きる力を育むための神河町教育基本10カ年計画、「かみかわ教育創造プラン」を策定しています。そして、これらをもとに毎年、「神河町の教育」という指導書をつくり、学校教育、社会教育の推進に努めています。

学校教育では、「学びあい 支えあい 育みあい」をスローガンに、子供たちが夢を持ち、その可能性に挑戦できるよう、社会を主体的に生きる力と創造性豊かな人間性を培う教育の実現に努めました。基本的には、学校が楽しい、友達と一緒にいるのが楽しいという学校・園づくりと、安全・安心な教育環境の中で確かな学力、豊かな心、健やかな体を持った子供たちの育成を進めてきました。平成26年度は、特に1つ、笑顔、挨拶から始めよう、2つ、やる気、テレビ、ゲームの時間を短くから始めよう、3、確かな学力、学習の跡が残るノートづくりから始めようという3つの具体的な行動目標を示し、地域、家庭、学校が連携した取り組みを進めたところです。

また、社会教育、社会体育では、「触れあい 認めあい 高めあい」をスローガンに、家庭、地域を支える教育として、子供を持つ親の就労支援や親と子の交流事業を行ったり、誰もが生き生きと暮らせる町を目指すため、人権啓発活動やスポーツ・文化を中心とする多くのイベントや体験活動を実施してきました。これら1年間の教育活動について外部評価を受けましたので、その実施方法や点検及び評価結果について課長から報告いたします。

○議長（安部 重助君） ここで、昼食のために暫時休憩いたします。

なお、課長の説明を午後からさせていただきますので、よろしく願いいたします。再開を13時ちょうどいたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、午前中に引き続きまして、報告第6号についての報告をお聞きいたします。

次に、教育課長、説明してください。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課の松田でございます。それでは、私のほうから報告第6号の内容について御説明をいたします。

報告6の2枚目の資料、表紙が教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく教育委員会の点検・評価（平成26年度対象）となっているページの裏側のページをごらんいただきたいと思います。

これは今回の報告につきまして教育委員会が規定しております点検及び評価の実施方針でございます。これにつきましては、昨年度と同様でございますので、詳細の内容は説明は省略させていただきますが、概要としましては、毎年1回点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することにより町民への説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進することを狙いとしております。

今年度の評価につきましては、例年と同じく外部評価委員として5名の方を委嘱し、7月6日と7月27日に委員会を開きました。1回目の委員会では、神河町の教育の取り組み状況や事業の概要を説明し、2回目の委員会では、教育事務局職員による自己評価及び学校教職員や児童・生徒、PTA役員へのアンケート等をもとにした内部評価の観点等の説明を行い、質疑を受けたところでございます。

その後、評価委員としての点検、評価を文書で御提出いただき、事務局でまとめたものを8月20日に開催いたしました教育委員会において報告し、点検、確認いただいた上、本日の報告書として取りまとめたものでございます。その報告書が次ページの資料、神河町教育委員会、平成26年度神河町の教育施策評価シートで、本日、議会への報告をさせていただきます、これを受け、簡潔にまとめたものを10月上旬にホームページで公表する予定にしております。

それでは、評価シートの説明に移ります。おあげいただいて、1ページをごらんいただきたいと思います。まず、表の一番左側、評価の分野でございますが、これにつきましては4分野で、1ページ目に教育委員会の活動、同じく1ページから3ページに学校教育の分野、3ページから5ページに社会教育の分野、5ページと6ページが事務及び施設設備の分野となっております。

1ページごらんいただきまして、次の列でございますが、評価項目につきましては、教育委員会の運営や(1)の神河町の教育重点7項目など9つの項目に分け、さらにそれを25の評価内容に分け、それぞれの内部評価と外部評価をAからEまでの5段階で評価いただいているところでございます。

また、教育委員会事務局の内部評価と外部評価委員さんの皆様からの主な意見と改善点につきましては、7ページから9ページに総合所見として掲載をしております。

1ページにお戻りいただきたいと思います。まず、一番上に書いておりますが、評価の基準につきましては、Aの評価、十分に達成されているからEの評価、達成が困難であるの5段階で評価いただいております。外部評価の委員の5段階評価につきましては、

評価委員さん5名それぞれの評価を点数化し、トータルの評価としております。5名の委員のうち3名以上がA評価をいただいた場合にはA、またAからEの評価を5点から1点と点数化して、その平均点が4点以上であればB評価、3.9点以下でC評価としております。

次に、一番右側の外部評価委員の評価の結果ですが、一番右側の列をごらんいただいたら、外部評価につきましては、25項目の評価のうちAの十分に達成されているの評価が6項目ございます。Bのほぼ達成しているが19項目となっております。今年度はC以下の評価項目はございません。

次に、表中央右側の教育委員会教育課の内部評価と比べますと、外部評価につきましても同じ評価となっているところですが、評価委員の皆様により、それぞれ違った評価をいただいております。ただ、平均しますと同じような評価になったということがございます。

次に、主な評価の内容でございますが、まず1ページ目の学校教育分野の評価項目の①基礎基本の教育の徹底と学習の充実の部分では、その右の評価内容に記載しておりますように、各学校において家庭学習の手引を作成し、児童・生徒や保護者への啓発、指導を行い、予習、復習を中心とした家庭学習に力を入れたことや、教室においては複数教員による指導や子供の取り出し等による少人数指導等を取り入れ、小規模校においても国語、算数等はできるだけ複式の授業を解消するなど、個々に応じたきめ細やかな指導を行ったこと。また、これらの効果の一つとして、町内小・中学校の全国学力状況調査結果として国語、算数、数学のA・B問題とも全国平均を全体に上回ったことなどについて、外部委員さんに報告をいたしました。

7ページの総合所見の欄の中段をごらんいただきたいと思います。外部評価委員さんからは、ここにも記載しておりますように、全国学力・学習状況調査の結果は素晴らしい。また、家庭学習の手引が作成され、学校、家庭が一体となって取り組んでいることがよくわかるなどの意見をいただき、評価としてAの評価を受けたところでございます。

1ページにお戻りいただきたいと思います。次の欄の学校教育の②命と人権を大切にしたい心の教育の推進の評価項目では、各校とも人権教育指導計画を立て、全領域で自他を大切にしたい人権意識や人権感覚の高揚に努めたことや、報告として、いじめ、問題行動等の意識調査では、多くの子供がいじめはいけないことだとしっかりと捉えていること。また、平成26年度いじめ・暴力行為等については、ささいなけんかやトラブル等はあったものの、新聞報道に出ておるような大きな問題はなかったという報告をいたしました。それによりまして評価をいただいております。

少し端折りますが、3ページからの社会教育、生涯学習分野では、一番上の段の子育て支援として子育て学習センターや学童保育クラブについて、保護者ニーズに応える運営に努めたこと。また、次の下段の人権啓発事業では、毎月11日の人権を確かめる日のチラシやのぼり旗の掲揚など地道な活動が定着し、地域の力を感じることに。

次、4ページ目の2段目でございますが、スポーツ活動では、7年間継続して取り組んできたチャレンジデーの充実に努め、参加率もアップし、その後の告知放送によるラジオ体操も定着するなど住民の健康意識の向上が図れたこと。また、下段の学校給食においても、安心・安全な給食の提供ができ、アレルギー対応や食育の推進も学校と連携して取り組めたことを報告し、今申し上げました子育て支援事業、人権啓発事業、スポーツ活動、学校給食、それぞれの項目でAの評価を受けました。

7ページをごらんいただきたいと思います。しかし、総合所見の下段、外部評価委員の欄の中ほどをごらんいただいたらと思います。ここに記載がありますように、適応教室の成果が出ているが、不登校の生徒を減らすという目先のことではなく、それぞれの個性を伸ばし、社会に出たときに対応できる子供を育てる取り組みや、その下でございますが、情報社会において情報モラルについて継続的な研修等の取り組みが必要である等の御意見もいただいております。

また、このページの一番下には、バス通学児童の体力面の検証、また8ページ、9ページには、通学路の危険箇所の早急な整備、安心・安全な給食提供のための地産地消の推進、少子化が進む中で、今後の学童保育や山村留学の取り組みの課題等々貴重な提案、提言をたくさんいただいたところでございます。

今後、評価と所見を十分に理解、尊重しながら、神河町の教育をより充実したものとして推進していきたいと考えております。

以上、端折った説明ではありますが、詳細内容につきましては、シートをそれぞれ御確認いただくこととさせていただきます。平成26年度の神河町の教育施策評価シートの説明を終わらせていただきます。以上です。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑特にないようでございますので、質疑を終結します。

報告第6号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

ここで、私のほうから発言をさせていただきます。

諸報告の常任委員長報告の中で、産業建設常任委員長から浄化槽の件につきまして、「未処理水を追上川に放流し続けられた事案」との発言がございました。この間、バキュームカーとかくみ出しや設備の点検、調整や修繕等について、町担当課、指定管理者、浄化槽管理委託会社が対応を検討し、対処していたことについて報告がありませんでしたので、ここで補足させていただきます。

また、総務文教常任委員長の報告の中で、総務課所管におきまして「ここで報告するとぐあいが悪いので」との発言がございました。今後、このような発言がないように注意をしておきました。以上でございます。

日程第 8 第 8 2 号議案

○議長（安部 重助君） 次に、日程第 8、第 8 2 号議案、神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 8 2 号議案の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、番号利用法といいます。が制定され、全ての国民に個人番号が付番されることとなりました。個人番号は、個人情報に該当し、神河町個人情報保護条例の規定が適用されますが、番号利用法では、個人番号をその内容に含む個人情報である固定個人情報及び固定個人情報の情報連携を行った際の情報照会者及び提供者の名称並びに照会及び提供された特定個人情報の項目等の記録である情報提供等記録について、より厳格な保護措置を講じることとしており、全ての地方公共団体に対し、番号利用法の規定の趣旨を踏まえた必要な措置を講ずることを求めています。これを受け、特定個人情報の取り扱いについて、番号利用法が求める必要な措置を定めるため、神河町個人情報保護条例を改正するものでございます。

なお、本議案の条例改正に伴い、神河町個人情報保護条例施行規則につきましても、改めるものでございます。

以上が提案の理由及び内容でございます。

詳細につきましては総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。第 8 2 号議案の詳細について御説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、上位法であります番号利用法第 3 1 条に規定されている特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するため必要な改正を行おうとするもので、本改正により住民の皆様になんら不利益になったり負担増を求めるといったものではありません。

まず、本改正条例は、施行日にあわせ 3 条に分けて改正をしております。本文 4 ページの附則をごらんください。附則第 1 項で、次の各号に規定するもの以外は、番号利用法の施行日、平成 2 7 年 1 0 月 5 日ですが、第 1 号で、改正条例第 1 条中、神河町個人情報保護条例第 2 条、定義及び第 3 2 条第 1 項、審査会の設置の改正規定は、公布の日、本年 9 月中を予定しております。

第2号で、第2条の規定は、番号利用法附則第1条第4号に規定する規定の施行日、これは平成28年1月1日を指しております。

第3号で、第3条の規定は、番号利用法附則第1条第5号に規定する規定の日、これは平成29年1月予定という状況であります。

それでは、新旧対照表をごらんください。まず、第1条による改正として、第1条、目的に「利用停止」を追加し、個人情報並びに特定個人情報の利用停止、削除及び提供の停止請求を可能とする改正をしようとするものであります。

次に、第2条第1項第2号に「特定個人情報以外の個人に関する情報にあっては、」を追加し、個人番号を含む個人事業者情報等を個人情報に加えるため定義をいたします。

次に、第2条第1項第3号を新設し、特定個人情報について新たに定義するものです。

次に、第2条第1項第4号は、第3号を新設したために1号繰り下げるものであります。

次に、第6条第2項において、個人情報の後に「（特定個人情報を除く。以下この項、次項、次条及び第8条において同じ。）」を追加し、特定個人情報に関する情報収集の制限を別のものとするものです。

次に、同じく第6条に第4項を新設し、特定個人情報に関する情報収集を番号法第20条に該当する場合にのみ限定するものです。

次に、第14条第2項において、法定代理人の後に「（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を追加し、その他の個人情報とは別に、特定個人情報を開示請求等できる代理人に任意代理人を追加する規定をするものです。

次に、第23条第1項において、「（追加及び削除を含む。）」を削り、別途御説明いたします利用停止請求の規定を追加することで、開示、訂正、利用停止の請求について個人情報保護法及び番号利用法が求める規定に整理をいたしました。

次に、26条の2では、利用停止請求について、第26条の3では、その手続について、26条の4では、利用停止請求に対する決定等について、26条の5では、利用停止の実施について、いずれも新設するものです。

次に、27条、不服申し立てがあった場合の手続に「利用停止請求決定」を加えるものです。

次に、28条、諮問をした旨の通知に「利用停止請求者」を加えるものです。

次に、第31条、費用の負担、第1項に「利用停止請求」を加え、第2項は、番号利用法の求めにより特定個人情報の写しの交付及び送付に要する費用について減免または免除できることを規定するものです。

次に、32条、審査会の設置に関して「番号利用法第27条第1項に規定する評価書に記載されている特定個人情報ファイルの取り扱いに関する事項」を加えるものです。

次に、34条、他制度との調整に関して、第3項に「利用停止」を加え、第4項に特定個人情報の開示については、他の法令等と重複して開示しないこととする個人情報から特定個人情報を除外する規定を設けるものです。

次に、第2条による改正として、第7条、利用及び提供の制限、第2項以降に個人情報保護とは別に特定個人情報に関する利用及び提供の制限を規定するものです。

次に、第12条の2では、業務委託の場合の措置について、個人番号利用事務等を委託する場合は、番号利用法による措置を行うこととなるため、適用除外の規定を設けるものです。

次に、第3条による改正として、第2条第1項第4号を新設し、情報提供等記録について新たに定義するものです。

次に、第2条第1項第5号は、第4号を新設したために1号繰り下げるものであります。

次に、第7条第3項に「情報提供等記録を除く。以下、この項及び次項において同じ。」を追加し、情報提供等記録の目的外利用の禁止を規定するものです。

次に、25条第1項に「情報提供等記録を除く。」を追加し、情報提供等記録の訂正請求者については、決定等の通知方法を別途規定を設けるため、適用除外の規定をするものです。

次に、第25条第3項を新設し、情報提供等記録の訂正請求者に対する決定等通知方法を提供するものです。

次に、第26条の6については、情報提供等記録については、その他個人情報と違い、利用停止請求を禁止しているため、適用除外の規定をするものであります。

なお、規則につきましては、これに関して必要なところの改正を行ったという状況であります。以上です。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。条例は、上位法の改正によってされてるもので、何もないんですけど、例えば新旧対照表の6ページ、7条と25条で新旧対照表でしてあるんですけど、例えば7条の第3項で、新旧で書いてあるこのやり方と、25条のところ、個人情報で括弧書きがふえたところ、意味わかるかな。6ページ、新旧対照表、第7条、見てもらいますと、「困難であるときは、特定個人情報」で、要は括弧書きだけふえてるんですよ、多分。25条にしてみますと、個人情報のこの括弧書きがふえたという格好になっとるんですけど、新旧対照表の作り方が各条項によってばらばらなんですよ。多分これ「じょうれいくん」でつくられてると思うんですけど、それを統一してほしいんですよ、ちょっとばらばらなんで。全体的に見ますと、やっぱりそれを統一した同じやり方をしてもらわんと、例えば7条でしたら、括弧書き

のところだけがふえることでいいと思うんですけど、ちょっとわかってもらえましたかね。そういう意味で、ちょっと注意してしてもらいたいと思います。以上だけです。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。御存じのとおり、今、御質問のとおりです。「じょうれいくん」という改正システムを使いましてこの新旧対照表もつくられます。そのときにアンダーラインが引かれる場所のところを今御指摘いただいたのかなと思います。そういうふうに一見見えるというふうに思いますが、機械的に例えば括弧だけを指定しますと、括弧の位置がどこに行くかということがわかりづらい。何の言葉の後についているのかということもわかるようにという意味合いで、その前の文章から、わかるところから引っ張ってくると。例えば句読点から引っ張ってくる場合もありますし、前の単語から引っ張ってくる場合もあります。個々に状況が、それぞれその条文の内容によってアンダーラインが引かれる長さが違うということだというふうに理解をしております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。これ全体的にそういうところが見受けられるので、ちょっとそこら辺だけ確認してもらえたらなと思うんです。以上だけです。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。全国的に使われてるシステムですが、今お話しのとおり、見た目でそういうふうに見えますので、どういう基本的な設計になっているかということについてはきちんと把握をさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。3ページのこの第34条に新たに4項をつけ加える部分の件なんですけど、これは新たな4項につきましては、特定個人情報については法令等に個人情報の開示に関して規定されている場合であっても、この条例による開示を行うものとするということがあるんですけど、通常法律については上位法が優先されるという考え方があるんですけど、この条文を見ますと、この条例のほうを優先しますよというふうな解釈にとれるんですけど、この第4項がどういう事象を想定してこの条文がつけられたのか、ちょっと私自身把握が、理解ができない部分ですが、そのような考え方でいいのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。改正の第3条のところという御質問かなと思います。情報提供等記録に記載された特定情報ということではありますが、御指摘のとおりです。ちょっと具体的な事象というところまでの御説明ができませんけれども、

上位法の中でこの特定個人情報、情報提供等記録に関する取り扱いというものが番号法のほうにも規定がありますが、当町の個人情報のほうでそれを縛らないようにといたしますか、逆にそっちのほうの意味合いを生かすというふうな捉え方で書かれているのかなというふうに見ております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 松山です。6ページの比較のところの第7条の3項なんですけれども、ここでは、その2行目から3行目にかけてですが、「本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報の利用をすることができる」というふうに書いてあるんですが、この「本人の同意があり」と「同意を得ることが困難である」というところのとり方というか、表現の仕方がこれでいいのか。もしくはその困難という意味が本人の判断能力がある中で否定されている場合であっても、人命にかかわるとか、そういったときは、そういった個人情報を利用することができるというのか、もしくは心身的に事情があって同意を得られないというところに特定するものなのかどうなのかによったら、その表現がこれでいいのかどうなのか、ちょっとそこらのところの判断を教えていただきたいなというふうに思うんですけれども。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。この中で、今御質問のところというのは2種類確かにあろうかと思えます。例えば災害等が発生し、本人の災害給付金の支給であるとか、いろいろなところで届け出ができるできないという困難な状況、本人の同意をとることができないという状況もありますし、もう一つは、後半おっしゃった判断能力といったところもあろうかと思えます。いずれの場合も同意を得ることが困難なケースというところの規定というのが別途、うろ覚えで申しわけありません、規定がありまして、同意がとれなくても何でもやるということではなくて、こういうケースには構わないというふうな規定があったと思えます。特に本人の判断ができない場合、後見人制度に基づいた形での手続といったところの規定もあったように思います。ちょっとうろ覚えで申しわけありませんが、両方あるのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第82号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成

の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 8 2 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 9 第 8 3 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 9、第 8 3 号議案、神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 8 3 号議案の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、地域創生総合戦略事業の一環として神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。

神河町では、現在、人口減少対策を行い、持続可能で快適な地域づくりを目指すため、短期・中期・長期的展望に立ちながら、神河町地域創生総合戦略づくりを進めております。総合戦略では、地方人口ビジョンを踏まえた、まち・ひと・しごと総合戦略、とりわけ定住促進と仕事づくりを最大のテーマとして取り組みを進めております。

本年度は、上乘せ交付金事業を活用し、空き家バンクへの登録を促進するために、家財の整理に助成を行う空き家おかたづけ支援事業、移住にかかる引っ越し費用に対する助成を行う U・J・I ターン促進支援事業、さらには町内における仕事づくりを目指す起業家への創業支援事業にも取り組むことに加え、さらにこれらの事業をより効果的に進めるため、後に提案させていただきますが、本ケーブルテレビとあわせて水道及び下水道の加入負担金の減額または免除適用のための一部条例改正を提案させていただくものです。

なお、議案については、ケーブルテレビの新規加入時の加入負担金を免除することにより、移住、定住がしやすい環境の整備と転入者が増加することによる人口増を図るために、総合戦略期間中について加入負担金の免除を実施することとあわせ、端末機器について町が貸し出しをしなくなったホームターミナル、CATV 電話機、ファクス及びパソコンに係る文言削除と、それに伴う条文の整備をあわせて行うものでございます。

なお、既存加入者との公正性と町民への十分な周知期間を置く必要性を勘案し、本条例は議決をいただいた後、公布を行った日から施行することとしておりますが、附則にて加入負担金の免除に係る部分の施行期間等を定めております。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては情報センター所長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございます。それでは、83号議案の提案について詳細説明を申し上げます。

本議案は、町長が申しましたように、人口増対策の一環として行うものでございまして、ケーブルテレビ新規加入時の負担金10万円を総合戦略期間中において免除をするという部分と、あわせて本来であれば期間が終わっております部分を字句の訂正といいますか、改正をしておくべきものがちょっと抜けておりましたので、その訂正をあわせて行うものでございます。

新旧対照表をごらんください。まず、本則の改正なんですが、端末機器につきましては、地上デジタルの本格実施等にあわせて、町のほうからホームターミナル、CATV電話機、ファクス及びパソコン等を旧神崎のときは配備をしておったんですが、それを全て配備をしておりませんので、その部分の文言の削除と、旧大河内地域の光敷設の際に設けておりました工事期間中における特例の期間等の文言の削除を行ってのものでございます。附則において、その部分の別表の改正と、あと町長が申しましたように、ケーブルテレビ加入時の加入負担の免除に係る部分の経過措置の条文を設けております。

議案に戻っていただきまして、加入負担金の免除に係る部分の経過措置の具体的な内容なんですが、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に自己が居住する住宅等を新築、購入し、ケーブルテレビの加入の申し込みをされた方につきましては、その負担金を免除しようということにいたしております。ただし若干の制限を設けております。制限といたしましては、新築または購入した住宅のほうに当該住宅が完成した日から1カ月以内に住民票を移していただくということにしております。これにつきましては、転入に限らず町内の移転、新宅をされるとかいう部分についても適用する方向で検討いたしております。続きまして、加入申込書を提出した日において加入申込者が65歳未満であること、これにつきましては、先ほど町長が申しましたUIJターンの促進支援事業の対象者と年齢を合わせております。あと、法人その他の団体でないこと、それと税等を世帯員、本人ともに滞納していないこと、それと暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律に該当しない者であることといたしております。

なお、26年度の状況なんですが、26年度では26件の方の加入申し込みがございまして、260万でございまして、そのうち18名の方が転入で、あとの8名の方が新築になっておりますので、この条例が通りますと、260万、26件分については収入がないという形になります。本年度では既に8月末で4件の方が申し込みがございまして、そのうち1件が町内移転、あとの3件は事業所等の加入でございまして。

そういう形もありますので、本条例の施行日につきましては、公布の日から直ちに施行いたしますが、今申しました減免、免除に関する部分につきましては来年の4月1日から施行という形での経過措置を設けておりますので、よろしく願いいたします。

詳細につきましては以上のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。一つだけ確認なんですけど、先ほどの説明では端末機の定義の中で、それぞれ貸与するもののみを端末機として定義するということだと思いますんで、今回このケーブルテレビ電話機を、この条文から外れてますんで、ややもしますと無料電話がなくなるというような理解をされる心配があるんですが、その分については今回の条例とは一切関係ないという、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（安部 重助君） 情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） その考え方で結構でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。加入負担金の免除に関する経過措置の中で、その免除要件として、新築または購入した住宅の所在地番に住宅が完成した日から一月を経過する日までに住民票を作成するというのが条件になっておりますけども、例えば子供さんがおられて、住民票を移すのが、例えば夏休みとか冬休みとかいう、そういったときまでは以前のところにおいて、休みを利用して引っ越しをして住民票を移すということも考えられると思うんですけども、その場合はどうなるわけでしょうか。それを考えた場合は一月というのはちょっと短いのかなという気がするんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 藤原でございます。今申された部分に関しては十分考えられることございまして、若者住宅の取得の部分についても同じような、一月ということではないんですが、住民票を移さなければならないという部分もございましたので、経過措置といいますか、一月という部分での考え方は生かしておりますが、十分話を聞いて対応ができるようであれば対応する方向で考えていくべきものではないかなとは思っております。

○議長（安部 重助君） この件について、大変重要なとこなんですけど、総務課長、何かこういう件についてお考えありましたらどうぞ。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。この1カ月というのは今所長がお話したとおりですが、ケースとしては、日順議員さんおっしゃるとおりで、いろんなケースがあろうかと思えます。こういう規定にしておりまして、表現が悪いですが、不正じゃないですけども、不正に減免を受けようとする方を幾らか制限かけたいというところがありまして、取得から1カ月というふうなことで、住民票を必ず移してくださいよ

みたいなイメージをつくるためにこうしてるんですが、一方で、今お話しの方の家庭の事情、お子さんの事情とか、いろんな事情で住民票を移すタイミングがずれてくるということに関しましては、あらかじめケーブルテレビなり町のほうに御相談をいただきまして、逆にいつの日を取得日というふうにするかとか、そういった御相談で御助言ができればいいなというふうに思ってます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。年齢要件なんですけど、去年、26年度では26組の方が加入申し込みあったように聞いたんですけど、新野の若者住宅以外で、除いた方で、年齢でこれ以内におさまってる方ってあるんですか。

○議長（安部 重助君） 情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 26件につきましては、若者住宅いいますか、新野住宅の加入申込者は入っておりません。実際に家を建てられた方ばかりでございまして、65歳以上の方もいらっしゃいません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第83号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第10 第84号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第84号議案、神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第84号議案の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、番号利用法といいます、の施行に伴い、住民票を有する全ての個人に12桁の個人番号が割り振られますが、平成27年10月以降、個人番号をお知らせするための通知カード及び申請者には住民番号カードが配付されます。配付された通知カード及び住民番号カードを紛失され再発行を希望される場合、再交付がやむを得ないと認められる場合を除き、その発行手数料は国庫補助の対象とならない予定です。これを受け、通知カード及

び住民番号カードの再発行手数料について、平成27年4月17日付、各都道府県社会保障・税番号制度担当課、市区長村担当課宛て総務省自治行政局住民制度課事務連絡の示す基準額に準じ、神河町手数料条例の一部を改正するものでございます。

なお、個人番号カードが発行されるに伴い、住民基本台帳カードにつきましては新規発行及び再発行されることがなくなりますので、その発行手数料及び再発行、再発行手数料につきましては削除をいたします。

以上が提案の理由及び内容でございます。

詳細につきまして、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。第84号議案の詳細について御説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、上位法であります番号利用法に関する個人番号通知カードと個人番号カードの再交付時の手数料を定めるため改正を行おうとするもので、本改正により住民の皆様には適正かつ必要な負担を求めようとするものであります。

まず、本改正条例は、施行日に合わせ2条に分けて改正しております。

本文2ページの附則をごらんください。第1条として規定しようとする個人番号通知カードの再交付に関する手数料の新設については平成27年10月5日から、第2条として規定しようとする住民基本台帳カードの交付と住民基本台帳カードの再交付に関する手数料の廃止及び個人番号カードの再交付に関する手数料の新設については28年1月1日施行とするものであります。

それでは、新旧対照表をごらんください。

まず、第1条による改正として、別表に個人番号通知カードの再交付1枚500円を新たに追加するものであります。

次に、第2条による改正として、別表から住民基本台帳カードの交付及び住民基本台帳カードの再交付1枚500円を削除し、個人番号カードの再交付1枚800円を新たに追加するものです。

以上、詳細説明といたします。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。この個人番号カードが、もしくは通知カードが配付されることによって、住民基本台帳カード、これはなくなるというか、その必要性がなくなるのでその条文を削るということですね。ですので、今、現に持っている住民基本台帳カード、これについては28年1月1日以降は使えなくなるという解

積なのか、それとも従来どおりまだ使えるんですよという、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。既に発行された住基カードの使用期間、有効期間は発行から10年というふうになっておりまして、発行から10年の間は有効であると。番号カードを取得されるときに住基カードを返さなければいけないというふうになりますので、番号カードを取得するときその役目を終わるというふうな流れになります。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。手数料条例からちょっと外れるかもわかりませんが、前のときにお尋ねしとったらよかったんかもわかりませんが、この具体的な事務ですね、町民の皆さんに、前の条例については町民の皆さん全然関係ないんですよというような総務課長のお話だったんですが、関係ないより影響ないというようなことだったんですね。しかし、こういう形で具体的に出てきますと、再交付というようなことが出てきますと、当然それまでに何かのアクションいうんか行動があると思うんですね。この際、その辺をちょっと教えていただけますか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。具体的な状況でいいますと、まず個人番号通知カードといたしまして、紙ベースの案内が各世帯ごとにおうちに届くということになります。おうちに届きましたら、やり方が2種類ありまして、申請をする段階で役場のほうにお見えになって申請しますというふうなやり方ですね。そうしますと、役場のほうで必要な手続をとって、全国で委託、運営してます機構、実際にカードをつくりまして、役場からお宅のほうに郵便でお送りするという方法が一つです。もう一つは、おうちのほうに届きましたはがきを、申請したいということで郵便で申請をされる方法があります。郵便で申請されますと、必要な手続を踏んで作成されたものを役場まで取りに来ていただくというふうな形になります。いずにしましても一度役場のほうにお見えになるという形で交付をしていこうという流れになってます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） よくわかりました。そういうことですがけれども、いわゆる時系列いうたらおかしいけど、例えば10月5日というようなことが書いてありますね。そういうような時点から28年1月1日までにはその事務いうんかそういう手続が完了すると、そういう受けとめ方したらよろしいんでしょうかね。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。今聞いている範囲でいいますと、10月

の5日から法が適用になっていくというか施行されるんですが、案内そのものは全国的に一斉に届くということはないんじゃないかというふうに言われてます。順次行くのでずれていくと。1月1日に全ての方が取得ができるというか、その状況に恐らく全国的にはならないと、当町においても同じであろうというふうに思ってます。以上です。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 少し総務課長の補足をさせていただきます。一つ、窓口は住民生活課と地域局が窓口になります。その際に、あと一つ忘れてましたけども、スマホ、パソコンからの個人番号カードの申請もできます。それは国の外郭団体、英語でいうとJ-L I S、地方公共団体情報サービス管理機構やったと思うんですけど、横文字でいうとJ-L I Sいうところへ個人がパソコンでやりとりをして、画像で自分の写真も撮って送ると、このやり方がございます。写真の辺が非常に微妙な話でありまして、例えばお年寄りの二人暮らしのお方ができるかという非常に厳しいと。写真については、窓口へ来られたら地域局、住民生活課職員が写真をお撮りし、特に文書とか書きにくいお年寄りの方には私どもの職員が指導して申請書に書いて封筒に入れてJ-L I Sに送ってくださいねというふうに段取りをしようと思ってます。以上、補足であります。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。町民の方で要は1回は役場に来てくださいねということなんですけど、当然動けない方もあるんですけど、そういう方はどないなるんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。具体的なことは、ちょっと手続のほうは住民生活課長のほうが詳しいかとは思いますが、任意の代理人といいますか、代理人が選べたんじゃないかなと思うんですけど、本人確認の厳密さと任意の代理人というところの取り扱いについて少し私は不十分なので、よければ住民生活課長のほうから説明ができたかなと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民課の吉岡です。代理人申請という方法がありますので、代理の方で受け付けをしてお渡しすると、もうちょっと詳しく言うと、J-L I Sからでき上がった個人番号カードが来て、役場から届きましたんでとりに来てくださいというふうに通知をします。そのときに、まだちょっと詳細は詰めておりませんが、委任状を入れるとかして段取りを進めていくのかなというところがございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第 8 4 号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 8 4 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 1 1 第 8 5 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 1 1、第 8 5 号議案、神河町神崎いこいの村条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 8 5 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町神崎いこいの村条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。

昨年度工事実施され、ことし 4 月に株式会社グリーンエコーから寄附を受けた多目的ドームについて、インターロッキング舗装を実施した関係で 1 区画が明確になり、利用単位も全面、半面から 1 区画に変更し、利用料金を 2,060 円、利用時間を 3 時間に変更いたします。また、今週オープン予定のグラウンドゴルフ場の利用料金について、利用料金 1 日 500 円と制定し、あわせてテニスコート、クロッケーゴルフの項目を削除するものでございます。

なお、コテージ等の定員についても平成 8 年に神崎町から株式会社グリーンエコーに管理者変更した時点で旅館業許可申請を再申請しておりますが、その時点の基準に合わせるよう中播磨健康福祉事務所から指導があり、今回改正するものでございます。

以上が提案の理由及び内容でございます。

詳細につきましては、観光振興特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。それでは、神河町神崎いこいの村条例の一部を改正する条例制定の件の詳細説明をいたします。

このたびの条例改正については、多目的ドームの改良とテニスコートをグラウンドゴルフ場に改良したことによる料金及び利用時間、保健所指導によるコテージの定員数の

修正を行うものです。

多目的ドームの改良工事としてインターロッキング設置と舞台設置を行い、平成27年4月1日に株式会社ホープより寄附を受けています。そして、工事完了後、バーベキューの1区画が明確になり、運用単位を全面、半面から1区画に変更しました。グラウンドゴルフ場については、平成27年3月末に工事完了し、天然芝の育成状況を見ながら使用開始を想定しており、仮オープンし、芝生の育成状況に問題がなければ続けてフルオープンとしたいと考えています。

コテージの定員の修正につきましては、7月に保健所の現地調査があり、平成8年に管理者が神河町から株式会社グリーンエコーに変更になった時点で旅館業許可申請を再申請しておりますが、その時点の基準でコテージ(大)定員を9人に、ホワイトコテージ定員8人に変更申請して許可されています。現在の定員はグリーンエコーオープン時から変更されておらず、再申請の時点では建物の変更があったわけではないので、運用定員変更なしでも保健所からの指導はございませんでした。ただ、今回保健所の再度の協議によりまして指導に従い修正するものです。これらの理由によりまして、新旧対照表にお示しいたしておりますとおり、別表、整理番号1の施設名等、定員10人を定員9人に、整理番号3の施設名等を定員9人を定員8人に、別表、整理番号等の施設名、テニスコートをグラウンドゴルフ場に、区分、全天候を括弧空白に、単位1コートを1人に、料金を1,540を500に、備考、1時間につきを1日に、別表、整理番号10のクロッケーゴルフ欄を削除するものです。

以上が85号議案の詳細説明とさせていただきます。

○議長(安部 重助君) 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員(9番 三谷 克巳君) 9番、三谷です。2点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、1点目ですが、新旧対照表の2ページの9番目にグラウンドゴルフ場で今回新たに設けられるということで、利用料が1人1日につき500円という改正をされるとなっておりますが、このいこいの村全体の利用料の分を見ますと、3時間とか割合細かい時間単位で定めてあるんですが、このグラウンドゴルフ場については1日につきという大きな決め方をしてあると思うんです。現実問題として、このグラウンドゴルフ場で半日で済むような場合も出てくるんじゃないかと思うんですが、そのようなときに半日であろうと1日分の500円をいただきますというような形になるときの、後々支障が出てこないかという部分のお尋ねが一つと、それからドームについては、今の話ですともう既にバーベキューコーナーをつくって1区画当たりの利用を認められているような感じにも伺えたんですが、この条例の公布の日がまだ定まってないというのが、この条例いつから施行するのかというのがまだ定まってないと思うんですね。その場合、条例の施

行日以前に例えばドームの申し込みがあった場合、どちらの料金を取るのかというようなことが出てきますので、その辺についての考え方を示していただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。グラウンドゴルフ場の利用時間のことについてなんですけども、一日できるだけゆっくりしていただくということがメインでございまして、そういう半日の利用もあろうかと思うんですけども、現在のところ、わかりやすく500円というふうにしているわけでございます。

また、それからもう一つの部分ですけど、施行日についてですけども、言われるとおり、いきなり料金を変更等すると混乱が生じますので、それについては現場と十分調整しながら周知期間等を設けながら進めていきたいなというふうに考えています。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。各施設の料金のことなんですけど、昭和57年にできて、当時は消費税がなくて、消費税も3%、5%、今8%、順番に上がって、そのときに多分調整して上がってると思うんですけど、100円どめになってる単位もありゃ10円単位もあって、いろいろあるんですけど、昔のことちょっと忘れてしまうんですけど、どういう形で料金決まっとるか御存じでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 詳細については、議員さん言われるとおりになかなか把握できてない部分があります。なので、今回はわかりやすい金額で500円というふうにしたように聞いております。その詳細について、過去の経緯はどうだったかというのはなかなかここではすぐにお答えできない状況にありますので、また調べまして御回答したいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。結局新しいやつはまだわかりやすいんですけど、既存の部分の改定になってない部分がかなり10円単位でごちゃごちゃしてますんで、もうちょっとわかりやすい数字のほうがいいのかなという気がしましたんでちょっと意見言うただけのことなんです。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。先ほどの件で、グラウンドゴルフの使用料が一日ゆっくりしていただくためにという答弁でしたんですけど、この一日をどういう形のゆっくりという解釈をすればいいのかということでもた問題があると思うんですけど、ある程度そらの時間帯なり、そういうものを絞っていかなければ問題があるんじゃないかと思うんですけどね。この一日というのは24時間の一日。どういう形にとったらいいんですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） のべつ幕なくいいとかという問題ではなく、開園時間内にということを考えております。それとあわせまして、食事もされますでしょうし、いろんな意味で、そこにいていただく時間が長ければ、その他の消費についてもできるだけ稼げるというふうな面もありまして、そういう時間設定にさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。あそこはナイター設備は、仮に冬場とか、そういうふうに時間帯が遅うなったりとか、そういう形もあろうと思いますし、それと例えば予約制で何組入れるのか、そこらによっても、ある程度、時間帯の予約、入り込みをふやすとなればそこらあたりも時間的に制限しておく必要があるんじゃないかと思うんですけどね。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 私、グラウンドゴルフはやったことはないんですけども、通常ゴルフとかという部分でいいますと、なかなか団体数によって時間を特定できないというふうに思うんです。なので、例えば早く終わる組もあればすごく時間がかかる組もあるということで、そこら辺についてはなかなかこの時間帯というふうに決めるのは難しいかなというふうに思います。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。ということは、当然あいておれば当日なり、予約という形なるんですけど、そこらあたりの予約は、日に1組なら1組、2組という形の予約という形になるんですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） それは今後状況を見ながら、仮オープンもやる予定でございますので、順次詰めていきたいなというふうに思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。グラウンドゴルフ場の関係ですけど、これ500円、時間的な問題もいろいろあるんでしょうけど、要は1人500円ですね。こういったところを対象にされてるかということなんですけども、やっぱりグリーンエコ笠形というのは一つの観光施設ですね。観光を兼ねて、そこでグラウンドゴルフでもして時間を費やすという人と、やっぱりグラウンドゴルフ、物すごくはやってますんで、例えばどっかの老人クラブがそこを利用するとか、いろんなケースを想定されと思うんですけども、やはりこの500円と定められた根拠いうたらおかしいけど、こういった、例えば観光地のグラウンドゴルフ施設は大体4時間やったら4時間、半日ぐらいが500円ぐらいですということで1回500円にされたんかなと思うんですけど、そ

の辺のところはどうかということと、それからこれは野外です。けれども、ここには入村料がありますね。そういったものが加算されるのか、その辺のところ、運営上の問題ですけど、余り細かいこと言わんほうがええんかもわかりませんが、そうなってくると710円になると。グラウンドゴルフ、練習なんかされてるお年寄り、私もその一員ですけども、すばらしい芝生のところだから500円が700円になってもいいですよというように、そういったところにターゲットを絞るとしたらなかなかお客さん行ってないやないか思うんやね。ここで話しとってまあかんの、500円の根拠と、それからいわゆる入村料がプラスになるのかどうか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。まず、入村料がカウントされるのかという部分についてですけども、入村料は施設を利用される場合はカウントしません。ですので、500円ということです。

それから、500円の部分について、近隣の施設を参考にされたというふうには聞いております。どの施設というのは詳しくは聞いておりませんが、その額がほとんど、そういう一定の額でいきますと500円ぐらいが妥当じゃないかなというふうなこととさせていただきます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結し、これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第85号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第85号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開を2時30分といたします。

午後2時13分休憩

午後2時30分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第12 第86号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第86号議案、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第86号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件であります。

改正の理由は、消防組織体制、報酬、出動手当等につきまして、本年7月23日に行われました神河町消防審議会において審議され答申を受けたことに伴い、神河町消防団条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案の理由及び内容でございます。

なお、詳細説明を住民生活課防災特命参事が行いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。それでは、神河町消防団条例の一部を改正する条例の詳細につきまして説明させていただきます。

まず、新旧対照表をごらんください。この改正条例のポイントは大きく2つございます。まず1つ目は、第5条関係でございますが、消防団の組織体制改編に伴う内容でございます。2つ目は、第9条、第10条関係でございます。団員報酬の引き上げ及び出動手当の制定という消防団員の処遇改善でございます。

まず、1つ目の消防団の組織体制改編についてですが、現在、入団者数の減少傾向と、それに伴う団員数の確保対策が困難でございます。また、もう一つ、非常時の昼間の発生時に団員が集まりにくいという課題がございます。以上の点を踏まえまして、現在の7ブロック32分団制から7分団32部制へ消防団組織体制を改編することで、1つ目としまして、団員の定数管理を現在のブロック単位、改正後につきましては分団となります、に改めることで、団員確保の難しい部においても同じ分団内のほかの部で団員が入団すれば分団として団員を確保できたということになります。つまり一つの部において団員が不足の場合、同じ分団内のほかの部で団員を助け合うことで定数または定数に近い団員数を確保、維持することを狙いとしております。また、2つ目として、特に昼間の非常時において出動する場合は2人以上いなければ出動できませんが、組織体制改編後につきましては、ほかの部の団員と協力して1人でも出動できるというスケールメリットがございます。同じ分団内のほかの部の団員と連絡をとり合い、現地で集合して4人なり5人で初期消火に当たるというようなことでございます。今後、自動車ポンプ軽四積載車について、ほかの部の機械を操作できるよう毎月のサイレン吹鳴と機械点検時におきまして合同で訓練するなど、操作技術の習得の場づくりについて徹底するよう確認を分団長会議などで周知、指導してまいります。

続いて、組織体制改編について、これまでの経過を説明させていただきます。平成24年1月18日開催の消防審議会におきまして、組織改編について諮問したところでございます。2月17日に諮問どおりの内容で答申を受けております。その内容は、合併後10年をめどにいたしました平成28年度の組織改編に向け、消防団員初め地域の皆様に十分説明して浸透に向け努力すること、また改編後のメリットが生かせるようブロック内における分団間の協力をより進め、有事に強い消防団を目指し活動を進めていくということでもございました。この答申を受けて以降、平成25年度から26年度にかけてブロック長会議及び本部会議での意見交換を行ってきたところでございます。さらに、全ブロックを回り意見交換会を7回行いまして、本部会議で協議を進めてきました。そして、本年2月23日開催の消防審議会において諮問し、26日に答申を受けております。答申内容につきましては、平成28年度から7分団32部制に組織改編することの了解をいただいております。このように組織改編することで地域の安全・安心のまちづくりのために消防力の低下を防ぐことを目的としております。

次に、第9条、第10条関係の消防団員の手当等の引き上げ、処遇改善についてでございます。平成25年12月13日に消防団員の処遇改善などを目的とした消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、上位法が改正、施行されております。このことによりまして、国は報酬、手当の条例単価が低い市町村に積極的な単価引き上げなど適正化を求めているところでございます。また、県の消防課からも低い町に宛てまして、団員には最低でも1万円以上の報酬を支給するよう要請がございました。さらに、出動手当につきましても、これまで支給しておりませんでした。消防団員の処遇の改善を図る観点から新たに制定を考えているものでございます。この団員報酬の引き上げ及び出動手当の制定という消防団員の処遇改善につきましても本年2月23日開催の消防審議会において諮問いたしましたところ、諮問した内容どおりの答申を受けております。さらに、本年7月23日開催の消防審議会におきまして、組織改編にのっとったこのたびの提案の神河町消防団条例、また関連する施行規則の改正について諮問し、7月29日に諮問した内容で答申を受けているところでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。新旧対照表の第8条、分団長に事故あるときに、副分団長がその任務に当たるということですが、今度、副分団長はかなり、複数出てこれられると思うんですけど、これ緊急時の場合は優先順位つけとかないと押し合いへし合いになっておかしくなると思うんですけど、どの時点で優先順位を決められるかちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（安部 重助君） 住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 田中でございます。この優先順位につきましては、その発生した分団の中で部長がそのほかのこれまでの旧の単位でございます分団を把握するために、現実的には部の平素の指揮監督は副分団長が担うこととなりますので、その事故、災害が発生したときに発生する、スタートするものと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。事故あるということは、もし分団長が指揮とれないようになった場合、副分団長が当たられる形になるんですけど、副分団長は、部制敷かれてますので、その部の数だけおられるということなんですけど、あんたがしいやと押し合いになってもぐあい悪いんで、その優先順位を決めとかなあかんと思うんですけど、それはいつ決められるんですかとお尋ねしたんですけども。

○議長（安部 重助君） 住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 組織改編後につきましては、これまでのブロックが分団となりますので、分団が7分団になります。したがって、副分団長につきましても7名ということで、1つの分団に1名となりますので、その事故あるときににつきましては、その分団の中の副分団長という捉え方としております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。副分団長、7名じゃないでしょう。各部に1人ずつ、副分団長おられるんじゃないですか。そういうことでしょうか。1分団に1人の分団長がおられて、副分団長は部の数だけおられるんでしょう。だから、たくさんおられるんで、その優先順位を決めとかなとうまくいかないんじゃないですかという質問なんですけど。

○議長（安部 重助君） 住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 申しわけありません。勘違いしておりました。おっしゃるとおりです。運用の中で、今後、本団会議の中とかで優先順位を確認してまいります。

○議長（安部 重助君） 資広議員、よろしいですか。
廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。要するに、今度改編すると、39あったものについては、栗賀北ブロックとすると根宇野部長ができるわけ、部やから。そうじゃなしに、これは副団長ということになるんか。名前はあれなんやけど、そのときに、要するに一旦有事あるときは、そのときに分団長、7ブロックのその当たる長がない場合は誰が指揮をとるのかということを決めておかないと混乱を来すと、命令系統がばらばらになるということなんで、極端に言えば、多い順にやるのか、機関のポンプ7台、私は構想として同じメーカーのやつを7台新品にして配備すればええと思っとんやけど、

誰が行っても操作できるという意味でね。だからそういう場合の、本当に動き出した場合の要するに副となる者はその中の誰なんかということやな。北ブロックやったら4人やな。4人の中で、そのときに誰が副で長の次に担うのはどうして決めるんや。そのときに、おまえやれおまえやれでは収拾がつかないので、ある程度、おる中で、要するに来てなかったらそれはあかんけど、そういう場合にどないすんのかということですよ。わかります。

○議長（安部 重助君） 住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 田中でございます。災害とか火災とか起きた、その分団の副分団長が指揮をとる。そこの部の所属する部長、副分団長ですね。部には人的には、副分団長はもうその所属する複数の部の副分団長として所属しますので、発生した、これまでの広域でいうブロックの固まりの中で捉えるということでございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 要するに7ブロックつくって、副分団長は7人ということやな。各部があるんやろ。その何か言い方が、何か副分団長がもう一人ずつおって、その人を見る。その人がおれへんかったらどないするんや。そういう意味のこと言うわけや。

○議長（安部 重助君） 住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 田中でございます。このたび組織改編後につきましては、班のあり方につきましても少し見直しをいたします。それで、庶務班という班を新設いたします。その庶務班長を筆頭班長として位置づけておりますので、その庶務班長が指揮をとることといたします。

○議長（安部 重助君） 答弁できる。（「ちょっと休憩して」と呼ぶ者あり）
暫時休憩します。

午後2時45分休憩

午後2時51分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

先ほどの件につきまして答弁をいただきます。

住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 田中でございます。失礼します。非常時におきまして、お尋ねのように分団長、副分団長が不在の場合、どの班長を指示、指定するのかという質問につきまして、本団からどなたかが必ず出動しますので、その中で、現場で分団の該当する部の班長を指揮して活動いたします。以上です。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 3回目やろ。3回目ね。

○議長（安部 重助君） はい。

○議員（6番 廣納 良幸君） 要するにそれは来てくれるわけや、本団は。中播も来るがな。そのときになったら中播がもう自分らでやるがな。ちゅうのが、その本団の方も遠くにおられるとか二、三人しかおられん場合、来るまでの時間の中で5分、10分というのがごつつう大切なわけや、初期消火が。それで後は中播が来たらずぐかわって交通整理なりなんなり、回るんやけど、その5分、10分の間、本団が来てくれる間、極端に言えば、まあ言うたら一番古参のもんがやるとか、そういうこともある程度決めとかんとどこを何してええかどうかわからんと。誰が交通整理に回って水利確保してみたいな感じでどぎまぎし出したら何にもできひんから、そういう場合のときを、最悪のときを考えてされたらどうですかという提案もあるわね。10分、15分で早ければ北部から飛んできてくれるわ。新田とか作畑とか町長の川上とか、それやったらもっと時間がかかるけど、そのためにも初期消火というのが一番やから、そういうときの実践のためにどうするかも、どうするんやとはもう言いませんわ。どうしたらええか今後きっちりまとまってから答弁してください。お願いします。

○議長（安部 重助君） 住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 田中でございます。今の提言を受けとめまして、改めて本団会議、分団長会議で対応させていただきます。以上です。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 消防の組織改編に当たりましては、これまでの32分団制から7分団32部制になったということで、そして今、それぞれの分団長が不在の場合、その対象となる災害が発生した対象部の副分団長が対応する、そしてその副分団長もいない場合どうするんだということで、先ほど防災特命参事のほうからは、本団の副団長が必ず現場に複数名来るので、その副団長がそういった場合は指揮をとるということであります。それまでの到達するまで、到着するまでの間どうするんだということであります。これは今回の組織改編に限らず現状も同じことが言えるわけでございます。今は32分団でありますので、対象となる分団が直接対応するということで、分団長、また副分団長いないときは部長なり、そういった分団員が対応するということになりますので、実際としてはそういった形になろうかと思いますが、当然新しい7分団になっておりますので、そのほかの対象となる部ですね、その部の副分団長も現地に到着しますから、それぞれがその場で臨機応変に対応するという形に実際はなるだろうというふうには思いますが、先ほど参事が申し上げましたように、その部分については確認も含めて早急に本団会議の中で具体的に調整をしていきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員、廣納議員、それでよろしいですか。

○議員（5番 藤原 資広君） 私はよろしいです。

○議員（6番 廣納 良幸君） 一応結構です。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。条例ですのでわかりにくいところはお尋ねするという意味合いで尋ねたいと思います。新旧対照表のほうで見とるんですけども、4がありますね。4番のところはずっと書いてあって、新しく線が引いてあります。

「また、上司の指揮監督を受け、各班長を掌握し、その業務に従事する」と。現在のこの条例、現行条例ですね、見ますと、どっか出とるのかもわかりませんが、団員に次の区分により、これは報酬のところですけども、その班長、各分団の中でのことなんかもわからへんのんですけども、その班長ですね。何かいろんな班が各分団であるんですけども、そういうことが仮にあるとしたらもうちょっと条例ですのでわかりやすく書いてもらうほうがいいやないか思うんですけど、ちょっと現行の消防団条例と改正されてるところの班長という位置づけについてちょっと説明をしてください。

○議長（安部 重助君） 住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 田中でございます。先ほど少し触れましたが、組織改編に当たりまして、部長という職をなくします。この分団の中で、今後の部の中での役割を軽減するというところでございます。その中で、新たに庶務班を設けますが、その庶務班長がその部の会計をあわせ持つこととあわせまして、これまでと若干班体制が変わりますので、そこをこのたびの条例で改めて文言を整理させていただいたところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員、よろしいですか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。ということは、この今、条例ですけどね、施行規則みたいなものをセットでつくっておられるんですか。それがここへ出てない、そういうことですかね。

○議長（安部 重助君） 住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。あわせまして施行規則も改正いたしておりますので、それぞれ該当する箇所について改正を図る計画でございます。用意をいたしております。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） もう用意されとるんやったら、セットで配ってもうたら余分な質問せんでも自信持って賛成いうて言えるんやったんですけどね。あれば、議長、もしよかったら配っていただけませんかでしょうかね。

○議長（安部 重助君） 今、即配れますか、参事。

防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 今日中には出せるようにさせて……。

○議長（安部 重助君） 今日中じゃなしに、これ採決せなあかんのんで。すぐ出せるんですか。今出せるようなこと、用意しとる言いよったから。

ここで、もう一回暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 1 分休憩

午後 3 時 2 0 分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

先ほどの質疑につきまして、住民生活課防災特命参事より再度説明をいただきます。
住民生活課特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 失礼します。今お手元にお配りした資料の一番最後のページ、A 3 の大きい紙を、最後のページですね、ごらんいただけますでしょうか。この資料は、上半分が現行の組織図でございます。下半分が改編後の組織図であらわしております。それぞれ団長の下に副団長がおられて、その下に現行はブロック制ということでそれぞれ地域名のブロックがございます。その下に分団がそれぞれ入っておりますが、この体制を、下のほうの改編後の表を見ていただきましたように、現在のブロック名の名称を新しい分団の名称とすることと、それから現在の分団名をそれぞれ新しい体制の部といたしております。それから、各分団には分団長がおられますが、従来 3 2 分団がございましたが、それが 7 部になるということで、分団長が 7 人、それぞれ各分団におられます。それから、従来の分団が新体制では部と名称変更いたします。その中に、現場での従来の分団を管轄する責任者として副分団長をそれぞれ 1 名ずつ配置いたしております。それから、班長の名称でございますが、現行では副分団長の下に部長がいて、その下に班長の組織図となっておりますが、新しい体制では副分団長の下に、部長は廃止しまして、先ほど申しましたように庶務班、機械班、水利班、予防連絡班、それから警備・警防班という名称に変更させていただいて、体制、分団の、部の運営を図っていくということでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員、よろしいですか。

○議員（3 番 山下 皓司君） はい、よくわかりました。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

小寺議員。

○議員（7 番 小寺 俊輔君） 7 番、小寺です。そもそもこの消防団の再編が定数対策だったと思うんです。今お配りいただいた、この規則の改編のやつなんですけれども、まず定数が 7 6 9 名から 7 4 8 名に 2 1 名減ってるみたいなんですけれども、この減った理由というのと、あと今後そのポンプ車両等の配備計画がかなり変わってくるのかなと思うんです。それが今現状でしたら分団に 1 台、ポンプもしくは軽四積載車を配備されてるんですけれども、それが今後はどういう配備になっていくのかというのをあわせて教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 田中でございます。お答えさせていただきます。

まず、定数が減ったことについてでございますが、この新組織体制の施行につきましては平成28年4月1日からを予定しておりますが、それにあわせて、人口減少での団員数の割り当て、国の整備指針に基づく人数の見直し、また居住面積の見直しを行いまして、その結果21名の定数減の計算となっております。それから配備計画につきましては……。申しわけございません。平成24年に車両の配備計画を策定いたしまして、それに基づいて、耐用年数を過ぎた場合でも使える場合はそのまま使っていただいて、修理が必要になった場合はこの計画に基づいて整備を更新いたしております。ちなみに平成27年度におきましては、消防ポンプ自動車の更新を福本分団と寺前分団、それから軽四積載車につきましては柏尾分団と川上分団を計画いたしております。以降、この計画に基づいて順次対応させていただきます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。3点ほどお聞きしたいと思います。

まず1点目は、先ほどの指揮の関係の話で、もう一つ、私理解がいかないので説明お願いしたいと思います。先ほどは各分団の分団長、また副分団長がいない場合、その災害が発生したところの地域の副分団長がいない場合、その場合等については班長が指揮をとるという話でしたが、それ以外のその一つの分団に属する他の地域の副分団長がおられる場合、その場合どうなるのかということなんですね。というのが、この条例では副分団長は分団長の職務を代理するということがありますので、災害が発生している地域以外の副分団長がおられるのにその班長が指揮をとるということになれば条例と合わないで、その辺の考え方をもう1点はっきりしていただきたいと思います。

それから2つ目は、新旧対照表の中で、今回新たに団員の処遇の向上ということで、出勤手当ですか、出勤手当ですか、が設けられましたが、これ見ますと、条文になりますと、出勤手当を支給することができるという非常に消極的な条文になってますので、当然これは支給すべきだと思いますので、表現としてはこうなっているが、基本的にはどのように考えてるかということですね。積極的に支給をしていく、そういうような方針であるかどうかということをお尋ねしたいと思います。

それから3点目は、新旧対照表の3ページです。22条の中で、消防の設備資材を装備するということになってます。この分団の消防の組織の再編の中で今まであった32分団が7分団の32部になるということになれば、当然今ある設備資材等についてはそのまま引き継がれていくかと思うんですが、ここに書いてありますように、団旗とか標旗ですね。これについては現行の分団名が入ってますわね。そのようなものを使っていくのは構わないと思うんですが、当然このような再編をする中で、来年4月の再編に向けて、このような団旗なり標旗等についての設備資材を整備していくというのが妥当じゃないかと思うんですが、その辺の取り組み状況について、どのようにされているか、この3点についてお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 田中でございます。まず、3点のうち出動手当の関係からお答えさせていただきます。支給することができるとうたっておりますが、これにつきましては、報酬についても支給することができるという文言の関係上、同じように表記させていただいておりますが、積極的に手当を出していきたいと思っております。

それから、第22条の設備資材についてでございますが、これにつきましては、今後の補正予算対応で認めていただけましたら、新年度、平成28年度の初出式とかに間に合うような形で整備ができればと考えております。

それから、1点目の発生現場の部の副分団長がいなくてほかの先輩の副分団長とかがいる場合の対応についてでございますが、先ほども運用の形で、班長とか、その役割の順位づけの話とも関連いたしますので、今後の本団会議、また分団長会議とかでしっかり取り決めさせていきたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第86号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第86号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第13 第87号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第87号議案、神河町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第87号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。

内容については、附則第2において、第2条第3項の規定にかかわらず、当分の間、上小田簡易水道、大河内簡易水道、川上簡易水道及び渚特設水道の事業には法の規定を

適用しないと規定いたしておりますが、平成19年4月1日より法適用を行っているため、法適用の特例を削除するものでございます。

次に、しんこうタウン区の追加についてでございます。しんこうタウン区につきましては、平成26年3月に設置されており、手続がおくれておりましたが、このたびの改正により、第2条第2項に示されている別表の神崎水道の給水区域にしんこうタウンを追加するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第87号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第87号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第14 第88号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第88号議案、神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第88号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。

このたびの条例改正は、第83号議案で御説明させていただきましたとおり、人口減少対策としての定住促進と仕事づくりのための施策をより効果的に進めるために、地域創生総合戦略事業の一環として、ケーブルテレビ、下水道の加入負担金とあわせての減額または免除適用のための一部条例改正を提案させていただくものです。

内容につきましては、水道加入金8万4,000円を減免することにより移住、定住がしやすい環境を整備し、転入者が増加することによる人口増を図るために、地域創生総合戦略期間中について減免しようとするものであります。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課の中島でございます。第88号議案について詳細を説明させていただきます。

町長の提案説明にもありましたように、このたびの条例改正は地域創生総合戦略事業の人口減対策として行うものです。加入金の減免に関する経過措置については、附則第5項、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に住宅を新築または購入して給水装置の新設の申し込みをした方が対象になります。ただし、(1)から(5)までの要件を全て満たす方が対象となります。減免額の金額は、附則の6項にありますように上限は8万4,000円でございます。加入金については、メーターの口径により金額が異なっております。13ミリは8万4,000円、20ミリは21万円、25ミリは28万円と、口径が大きくなると加入金が高くなっております。通常の一般住宅では口径が13ミリで十分賄われますので、13ミリの加入金が8万4,000円となっておりますので、この金額を上限として減免するものでございます。事情により20ミリを設置された場合は加入金が21万円となりますが、21万円から8万4,000円を減じて加入金を納入していただきます。同じく25ミリ、30ミリ、40ミリと口径が大きくなることで加入金もふえていきますが、8万4,000円を減じて加入金を納入していただくということになります。

次に、附則第7項です。加入金の減免を受けた者が要件を満たしていないと判明したときは、当該減免を取り消すことができますとなっています。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

ここで、お諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第88号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第15 第89号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第89号議案、神河町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 8 9 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。先ほどの 8 7 号議案と同様、手続がおくれておりましたが、このたびの改正により、第 2 条第 2 項第 1 号の排水区域にしんこうタウンを追加するものです。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第 8 9 号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 8 9 号議案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 1 6 第 9 0 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 1 6、第 9 0 号議案、神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 9 0 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。

このたびの条例改正は、第 8 3 号議案で御説明させていただきましたとおり、人口減少対策としての定住促進と仕事づくりのための施策をより効果的に進めるために、地域創生総合戦略事業の一環として、ケーブルテレビ、水道の加入負担金とあわせての減額または免除適用のための一部条例改正を提案させていただくものです。

内容につきましては、下水道加入金 3 5 万円を免除することにより移住、定住がしや

すい環境を整備し、転入者が増加することによる人口増を図るために地域創生総合戦略期間中について免除しようとするものであります。

次に、しんこうタウン区の追加であります。先ほどの第87号議案、第89号議案と同様、手続きができておりましたが、このたびの改正により、第2条関係、別表第1、粟賀南部浄化センターの処理区にしんこうタウンを追加するものでございます。

以上が提案の理由でございます。

詳細につきまして、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課の中島です。第90号議案について詳細を説明させていただきます。

町長の提案説明にもありましたように、このたびの条例改正は、地域創生総合戦略事業の人口減対策として行うものです。

内容については、先ほどの第88号議案、神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件と同じになっております。違うところは、加入金の免除の金額になります。下水道加入金は35万円となっております。平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に工事申し込みをされた方で、かつ(1)から(5)の要件を全て満たした方は加入金35万円を免除いたしますというものです。あとは先ほどの神河町水道給水条例の改正と同じになります。

次に、第2条の処理区の変更になります。先ほどの条例改正と同じで、しんこうタウン区が新たに設置されたことにより、粟賀南部浄化センターの処理区にしんこうタウン区を追加するものでございます。

次に、合併浄化槽の補助金の関係でございます。合併浄化槽は条例ではなく要綱で行っておりますので、資料等はありません。先ほど35万円の下水道加入分担金の説明をさせていただきましたが、町内では、集合型の下水処理を行っていない集落については合併浄化槽の設置補助を行い、町内の均衡を図っています。地域創生総合戦略事業の人口減対策として、要件を全て満たしている方について、今行っている補助金に35万円の補助金の加算を行うものでございます。ただし、加算後の補助金額が浄化槽設置工事費を上回る場合は、浄化槽設置工事費を上限として、1万円未満の端数がある場合はそれを切り捨てるといことといたします。この神河町浄化槽整備事業補助金交付要綱については、神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に関連しますので、条例が議会において承認、可決後の公布日と同日で行いたいと思っております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第90号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第17 第91号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第91号議案、神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第91号議案の提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

本議案は、神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。

先ほどの第87号議案、第89号議案、第90号議案と同様、手続がおくれておりましたが、このたびの改正により、第3条及び第5条に示されている別表第1、神河中学校の通学方法の自転車欄にしんこうタウン区を追加するものであります。

以上が提案の理由であります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論を終結いたします。

第91号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第91号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 18 第 92 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 18、第 92 号議案、神河町医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 92 号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

自治体病院を取り巻く環境は非常に厳しい状況であります。その中でも最も重要な課題が医師の確保対策と言えます。このような社会情勢において、神河町では平成 21 年度から医師修学資金貸与制度を施行しているところでありますが、これまで 2 名に貸与しております。うち 1 名は既に医師となり、現在初期研修中です。もう 1 名は現在、大学 6 年生で、今年度卒業予定となります。

今後一人でも多く応募していただき、当院に勤務していただくために、今回、返還債務の免除について、卒後臨床研修終了後、医師として当院で 10 年の勤務期間に達したときに全額免除する規定を勤務期間が修学資金を受けた期間に達したとき、ただし貸与を受けた期間が 4 年未満の場合は 4 年に改めるものでございます。

また、第 6 条及び第 7 条第 1 項において文言整理をさせていただいております。

医師の確保につきましては本当に厳しい状況であります。特に内科医師の不足は 24 時間救急を目指す当院にとっては最大の課題であります。今や病院だけの問題ではなく地域住民に大きな影響を及ぼす課題であることから、神河町として地域医療の充実を図る施策であると認識しており、今回返還債務の免除勤務期間を緩和いたすものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第 92 号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 92 号議案は、原案の

とおり可決しました。

日程第 19 第 93 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 19、第 93 号議案、神河町看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 93 号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

自治体病院を取り巻く環境は非常に厳しい状況ではありますが、その中でも最も重要な課題が、医師はもちろんのこと、看護師の確保対策と言えます。このような社会情勢において、平成 24 年度から看護師修学資金貸与制度を施行しているところですが、これまで 3 名に貸与しております。うち 1 名は既に当院で勤務しております。残り 2 名は現在、在学中であります。

毎年当初予算において 5 名の貸与枠を設けており、今後一人でも多く応募していただき、当院に勤務していただくために、今回、返還債務の免除について、卒後、看護師として当院で 5 年の勤務期間に達したときに全額免除する規定を勤務期間が修学資金を受けた期間に達したとき、ただし貸与を受けた期間が 3 年未満の場合は 3 年に改めるものでございます。

看護師の確保につきましては、先ほどの医師修学資金貸与条例の一部改正と同様に地域住民に大きな影響を及ぼす課題であり、神河町として地域医療の充実を図る施策であることから、今回、返還債務の免除勤務期間を緩和いたすものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結し、これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第 93 号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 93 号議案は、原案の

とおり可決しました。

日程第 20 第 94 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 20、第 94 号議案、平成 27 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 94 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 27 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）でございまして、補正予算（第 3 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、地方債補正において、臨時財政対策債の確定による増額及び災害復旧事業債の増額、普通交付税の算定結果による普通交付税及び地方特別交付金の増額、平成 26 年度決算確定による前年度繰越金の増額及び財政調整基金積立金、公共施設維持管理基金積立金の増額、一般管理費、保健衛生費の時間外勤務手当等の増額、社会保障・税番号制度に係る個人番号カードの窓口交付に対応するための専用端末の購入費等の増額、ふるさとづくり応援寄附金に係る一括代行経費等の増額、集落支援員、地域おこし協力隊に係る補正、地方創生に係る地域住民生活等緊急支援交付金事業の増額、CATV 管理運営費の支障電柱施設がえに係る修繕料の増額、交通安全施設整備工事費の増額、個人番号カード交付事務に係る国庫補助金及び事務費の増額、有害鳥獣対策事業、環境保全型農業直接支払い交付金事業の増額、地籍調査事業において当初町営で予定していた新規地区が県営事業で採択されたことによる歳入の補正、県単独補助治山事業の事業採択による補正、町単独の治山治水工事補助金の増額、ホテルモンテ・ローザの修繕料の増額、峰山高原ホテル屋外トイレの防寒対策改修工事、駐車場街路灯修繕、峰山高原ホテルの冬季初のフルオープン実施に伴う設備等のふぐあい発生等に対処するための修繕料の増額、道路橋梁維持工事費、河川改修工事費の増額、地域優良賃貸住宅整備に伴う敷地内雨水排水に係る既設水路等の改修工事費の増額、若者世帯向け家賃補助金の増額、文化庁歴史文化基本構想策定支援事業の採択による委託料等の増額、学校給食センターの浄化槽設備の故障修繕が完了したことによる汚水処理施設管理委託料の減額、台風 11 号豪雨による災害復旧事業費の増額、今回の補正における財源調整として財政調整基金繰入金の減額等でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,242 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 90 億 2,486 万 2,000 円とするものでございます。

なお、詳細につきまして、総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、詳細説明をいたします。

まず、6ページをお願いいたします。6ページ、第2表、地方債補正、1、地方債の変更でございます。1、臨時財政対策債、普通交付税の算定結果によりまして、665万7,000円増額の限度額を3億5,965万7,000円とするものでございます。続きまして、14、林業施設災害復旧事業につきましては、7月17日の台風11号豪雨により発生しました林道東山2号線の事業に係る分の起債でございまして、30万増額の限度額30万円とするものでございます。続きまして、公共土木施設災害復旧事業につきましては、町道3路線、2河川につきまして起債を発行するものでございまして、990万円増額の限度額を990万円にするものでございます。これによりまして、限度額は1,685万7,000円増額の14億5,555万7,000円となっております。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書で説明をいたします。

まず、歳入、9ページをお願いいたします。9款地方特例交付金、1項減収補填特例交付金、1目減収補填特例交付金でございます。住宅借入金等特別控除税額控除減収補填分65万6,000円の増額でございまして、これにつきましては、普通交付税の算定結果により今回増額をするものでございます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税でございます。まず、普通交付税6,216万3,000円の増額でございます。普通交付税の算定結果により、当初予算より増額をいたすものでございます。算定結果につきましては、基準財政需要額につきましては44億8,376万7,000円、基準財政収入額につきましては17億3,951万1,000円でございます。平成27年度の交付基準額につきましては27億4,425万6,000円でございます。これにつきまして、調整額ということで509万3,000円を差し引いた残りの27億3,916万3,000円が今回の交付額ということで、当初予算に比べて6,216万3,000円増額ということでございます。続いて、特別交付税でございます。350万円の増額、これにつきましては、集落支援員を長谷地区に配置するための経費に充当するというので、特別交付税を申請するというので350万円の増額でございまして、トータルで特別交付税は3億3,000万円となっております。

続きまして、12款分担金及び負担金、1項分担金、2目農業費分担金でございます。県単独補助治山事業受益者分担金188万6,000円の増額でございます。これにつきましては、宮野裏山の治山事業がこのたび事業採択をされたための増額でございまして、補助対象事業費849万円の9分の2でございます。

続きまして、4目災害復旧費分担金でございます。林業施設災害復旧事業受益者分担金50万円の増額でございます。これにつきましては、台風11号豪雨により発生しま

した猪篠の林道東山田2号線の路肩崩壊を復旧するための受益者分担金を増額をするものでございまして、事業費100万円の2分の1でございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、4目教育使用料でございます。地域交流センター使用料82万5,000円の減額でございます。これにつきましては、長期山村留学生が当初12名で予算計上をしておりましたが、6名ということで確定をしておりますので、その分の減額でございます。

続きまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で112万8,000円の増額でございます。これらにつきましては、平成26年度のそれぞれの事業の実績報告書に基づき今回追加交付をされるものを増額をするものでございます。

同じく2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金でございます。循環型社会形成推進交付金44万4,000円の増額、これにつきましては、合併浄化槽設置につきまして5人槽3基の要望追加があったために今回交付申請をし、増額をするものでございまして、5人槽につきましては補助単価44万4,000円の3基分の3分の1ということで計上をいたしております。

続いて、10ページをお願いいたします。5目教育費国庫補助金でございます。文化芸術振興費補助金393万9,000円の増額でございます。これにつきましては、文化庁補助事業であります歴史文化基本構想策定支援事業につきまして補助申請をいたしておりましたところ、採択をされたために、今回増額するものでございます。

総務費国庫補助金でございます。まず、個人番号カード交付事務補助金38万4,000円の増額でございます。このたび個人番号カード交付事務に係る事務費につきまして補助金交付されるということになりましたために今回増額するものでございます。続きまして、地域住民生活等緊急支援交付金上乗せ交付金1,000万円の増額でございます。これにつきましては、地域創生に係るものでございまして、総合戦略の計画に基づいて実施する事業に要する経費について交付金を新たに追加し申請し、補助を受けるために増額をするものでございます。内容につきましては歳出のところで説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、15款県支出金、県負担金、民生費県負担金で20万6,000円の増額でございます。これにつきましても、平成26年度実績報告に基づき追加交付されるものを増額するものでございます。

続きまして、2項県補助金、2目民生費県補助金でございまして、医療費助成補助金133万8,000円の増額、これにつきましても、平成26年度の実績報告に基づき追加交付をされるものでございます。

4目農林業費県補助金でございまして、まず農業費補助金、地籍調査事業補助金6,615万円の減額でございます。これにつきましては、歳入のところで申し上げましたように、このたび新規事業について県営事業として採択をされたために、予算の区分を補助金から委託料のほうに変更するために補助金を減額するものでございます。

環境保全型農業直接支払い補助金108万5,000円の増額でございます。これにつきましては、ひょうご安心ブランドの認定を受けた米を作付をしている株式会社山田営農、農事組合法人の吉富営農の取り組みに対する補助金を増額をするものでございます。

続いて、林業費補助金でございます。県単独治山補助事業補助金566万円の増額でございます。これにつきましては、宮野裏山治山事業が今回事業採択をされたために増額をするものでございまして、補助対象事業費849万円の3分の2でございます。

3項県委託金、1目総務費県委託金でございます。総務費委託金で336万3,000円の減額でございます。これにつきましては、県議会議員の選挙の精算による減額でございます。

3節統計調査費委託金22万8,000円の減額、これにつきましては、それぞれの統計事務に対して県からの交付金に変更になっておりますので、それに対応するための増減でございます。

7目農林業費県委託金でございます。地籍調査事業委託金8,580万円の増額、これにつきましては、先ほど説明をいたしましたように、県営事業になったために委託金の歳入を増額するものでございます。

続いて、11ページをお願いいたします。17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金でございます。神河ふるさとづくり応援寄附金150万円の増額でございます。これにつきましては、新たなふるさと納税の推進の取り組みといたしまして、インターネット上で民間企業が提供しておりますふるさと納税の仲介サービスを新たに活用しながら寄附金の受領から返礼品の送付までの業務を一括し委託したいと考えておりまして、そうすることによって、クレジットカード決済による寄附など、より寄附が簡単にしやすいような環境をつくっていかうということで今回取り組みをさせていただきまして、同時に神河町のPRサイトを立ち上げまして、それを全国発信することで少しでも寄附金を増額したいということで取り組みをしております、今回150万円を増額し、300万円の寄附金の目標を立てておりまして、そのために増額をするものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金でございます。7,650万2,000円の減額でございます。今回の補正における財源調整として減額をするものでございまして、この9月補正後における基金の残高見込みにつきましては18億3,334万9,000円でございます。

続きまして、3項財産区繰入金、1目財産区繰入金でございます。大山財産区繰入金120万4,000円の減額でございます。これにつきましては、大山財産区の議会議員の選挙の精算による減額でございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございます。前年度繰越金1億3,815万6,000円の増額でございます。平成26年度決算確定による増額でございます。

続きまして、20款諸収入、5項雑入、2目雑入でございます。まず、2節生活支援ハウス利用負担金12万円の減額につきましては、7月31日で生活支援ハウスを閉所

したことに伴います 8 月以降の部分について減額をするものでございます。9 節雑入で
ございます。山村留学事業参加費 4 3 8 万 5, 0 0 0 円の減額、これにつきましては、山
村留学生、当初 1 2 名で計上しておりましたが、6 名で確定したということで減額をす
るものでございます。

2 1 款町債につきましては、先ほど第 2 表地方債補正で説明をしたとおりでございま
す。

続いて、歳出、1 2 ページをお願いをいたします。歳出全般におきまして、人件費に
つきましては、6 月補正以降に異動のあった職員手当等、それとそれに伴います共済組
合の負担金等をそれぞれ増減をいたしております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。まず、3 節職員手当等
でございまして、時間外勤務手当 1 5 0 万円の増額でございます。当初予算積算に予定
をしておらなかった事業の増加というところで、地域創生の業務、5 月 2 8 日に受検を
いたしました会計検査の業務、それと職員が 1 名ふえましたことによる時間外手当がふ
えたところで、今回その部分の増額を補正をするものでございます。

続きまして、ふるさと納税推進事業でございます。先ほど寄附金の歳入のところで申
しましたように、インターネットを利用した仲介サービスを今回利用し、寄附金の受領
から返礼品の送付までの業務を一括して代行するという経費盛り込み、増額をいたすも
のでございます。まず、8 節報償費、記念品 1 3 2 万円の増額でございます。これにつ
きましては、寄附金を 3 0 0 万円に上げておりますので、その分の返戻品の増額でござ
います。1 2 節役務費、宅配便代 2 8 万 2, 0 0 0 円の増額、これにつきましても、返礼
品の送付用の宅配便代の増額ということです。続きまして、1 3 節委託料の一番下、ふ
るさと納税一括代行業務委託料 3 6 万 6, 0 0 0 円の増額でございまして、ふるさと納税
の寄附金に対して、ある一定の割合で委託料を支払うというところで増額をいたして
おります。

続いて、個人番号カードの窓口交付に係る補正増でございます。まず最初に、1 8 節
備品購入費でございます。一般備品購入費 9 7 万円でございます。個人番号カードの窓
口交付に対応するものでございまして、専用端末機、タッチパネル、プリンター、それ
ぞれ役場本庁と支庁舎にそれぞれ 2 カ所に備品を購入する部分の増額でございます。1
3 節委託料、コンピューター保守点検委託料 6 0 万 4, 0 0 0 円の増額でございます。こ
れにつきましては、先ほど備品購入で申しました部分の備品についての保守点検料とい
うところでございまして、初年度費用としてセットアップ料を含めた形の保守料とい
うことで 6 0 万 4, 0 0 0 円の増額でございます。続いて、システム改修委託料 8 1 万円の
増額でございます。これにつきましては、給与システムの改修ということで、個人番号
に係るものの改修ということで増額をするものでございます。続きまして、ネットワ
ーク設定作業委託料 8 6 万 4, 0 0 0 円の増額、これにつきましては、個人番号カードに係
るもので、全国ネットワーク通信を行うためにネットワークスイッチの変更が必要にな

ってくるというところで増額をするものでございます。

続きまして、2目文書管理費でございます。町広報印刷等7万6,000円の増額でございます。これにつきましては、契約業者から紙等の原材料の高騰による単価の引き上げというところで申し出がございまして、総務課とヒアリングをした結果、7万6,000円の増額ということで今回増額するものでございます。

4目財産管理費でございます。積立金、まず財政調整基金積立金7,907万8,000円の増額でございます。これにつきましては、平成26年度の決算を受けて実質収支額が確定をいたしましたので、その2分の1を積み立てるものでございます。神河ふるさとづくり応援基金積立金150万円につきましては、歳入の寄附金を150万ふやしましたので、ここで積み立てをするという増額でございます。公共施設維持管理基金積立金1,580万円の増額、これにつきましても、実質収支額の1割相当額を積み立てるという中で増額をするものでございます。

5目交通対策費、15節工事請負費425万円の増額でございます。これにつきましては、交通安全施設整備工事費でございまして、山田区の町道稲川原線のガードレールの工事、それと東柏尾地内の町道栗賀・柏尾・貝野線の視線誘導標の設置に係る工事費でございます。

6目企画費1,670万3,000円の増額でございます。この増額につきましては、3つの事業の補正が入っております。まず1つ目に、集落支援員を長谷地区に設置するための経費を増額をいたしてございまして、351万3,000円の増額でございます。続きまして、地域おこし協力隊につきまして、当初予算では委託事業としておりましたが、今回町での直接雇用というところでの変更に伴う予算の組み替えというところで補正をいたしてございまして、121万円の減額でございます。3つ目といたしましては、地域創生に係る地域住民生活等緊急支援交付金上乗せ交付金に係る事業についての増額でございまして、1,440万円の増額でございます。これら3つの合計が1,670万3,000円ということで増額をするものでございます。

内容につきましては、4節共済費102万1,000円の増額でございます。これにつきましては、集落支援員に係るものが34万1,000円の増額、地域おこし協力隊が68万円でございます。7節賃金647万9,000円の増額でございまして、集落支援員につきましては215万9,000円で2名の雇用、地域おこし協力隊につきましては432万円の増額で4人の雇用でございます。8節報償費19万円の増額、これにつきましては、集落支援員が13万、地域おこし協力隊が6万。9節旅費11万の増額については、全て集落支援員の増額。11節需用費93万1,000円の増額につきましては、集落支援員が27万5,000円の増額、地域おこし協力隊が65万6,000円の増額。続いて、13ページでございます。12節役務費12万6,000円の増額で、集落支援員が5万2,000円の増額、地域おこし協力隊が7万4,000円の増額でございます。委託料900万円の減額は、全て地域おこし協力隊の委託料を減額するものでござい

す。14節使用料及び賃借料217万6,000円の増額につきましては、集落支援員が37万6,000円の増額、地域おこし協力隊が180万円の増額。続きまして、16節原材料費20万円の増額につきましては、集落支援員が5万円の増額、地域おこし協力隊が15万円の増額でございます。19節負担金、補助及び交付金1,447万円の増額につきましては、集落支援員が2万円の増額、地域おこし協力隊が5万円の増額、そして上乗せ交付金に係る部分について1,440万円の増額でございます。

この1,440万円の増額の内容につきましては、まず、創業促進事業補助金1,100万円の増額ございまして、今回新たに町独自として経済産業省に採択をされなかった部分の創業に係る支援制度というところで上限200万円を基準に補助をしようとするものでございまして、なお20代から30代の女性起業家については補助金を1割増しするという中で、220万円の5名分の1,100万円を増額するものでございます。続きまして、空き家おかたづけ支援事業補助金140万円の増額でございます。これにつきましては、空き家バンクへの登録をしやすいようにするために、空き家に残っている家財等の処分に対する支援というところで、20万円を上限といたしまして7件分を予算の増額をするものでございます。続きまして、UJIターン促進支援事業補助金200万円でございます。転入者に対する移住に係る支援をしていくという中で、費用の2分の1を目途に上限5万円を限度として支援をしていくというところで、40世帯の200万円を予定しておりまして、増額するものでございます。

7目ケーブルテレビ管理運営費でございます。修繕料といたしまして、294万円の増額でございます。これにつきましては、現在、NTT、関西電力の電柱に共架しているケーブルの布設がえの修繕料ございまして、今回、ことし電柱の移転が非常に多くございまして、現在当初予算で組んでいる予算をほぼ使い切った状況になっておりまして、10月以降に行われる予定の電柱移設に係る費用がどうしても不足してくるという中で、今回42本の電柱移設に係る部分の修繕料を増額するものでございます。

8目諸費、償還金利子及び割引料186万7,000円の増額でございます。これにつきましては、平成26年度のそれぞれの事業の実績報告に基づきまして過大に受け取っておりました国庫補助金を返還するものでございまして、それを増額補正をいたしております。

続きまして、14ページをお願いいたします。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費38万4,000円でございます。これにつきましては、先ほど国庫補助金のところで申しあげましたように、個人番号カードの交付に係る事務費が国庫補助金の対象となっておりますので、その事務費を増額するものでございます。

続きまして、4項選挙費、2目県議会議員選挙費263万2,000円の減額でございます。これにつきましては、歳入で申しあげましたように、精算による減額でございます。

5目大山財産区議会議員選挙費120万4,000円の減額、これにつきましても同様、精算に伴う減額でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。5項統計調査費でございます。それぞれの統計調査について県の市町交付金に変更になっておりますので、それに対応するための補正でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。介護保険事業特別会計繰出金191万3,000円の減額でございます。これにつきましては、まず職員給与費に係る部分が96万1,000円の増額、地域支援事業に係る繰り出しが287万4,000円の減額でございます、トータル191万3,000円の減額でございます。

続いて、2目老人福祉費、報償費2万4,000円の減額、委託料400万円の減額につきましては、7月31日で閉所したことに伴います減額をするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の職員手当等でございます。時間外勤務手当159万円の増額でございます。これにつきましては、産休職員の業務を各職員で割り振りをしながら業務をしているというところの業務量の増加と、新たな事業の実施に伴う業務量の増額というところを合わせまして159万円の増額をしておるものでございます。

続きまして、3項清掃費、2目し尿処理費、合併浄化槽設置補助金174万円の増額でございます。これにつきましては、歳入で申しましたように、5人槽3基の追加があったために増額するものでございまして、58万円の3基分でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でございます。まず、委託料、捕獲おり設置委託料5万9,000円の増額でございます。現在、猿のおりを設置しておりますが、そのおりを今回移動するための経費を計上するものでございます。

19節負担金、補助及び交付金、環境保全型農業直接支払い交付金148万8,000円の増額につきましても、歳入で申しましたように、株式会社山田宮農、農事組合法人吉富宮農に対しての直接支払い交付金の増額でございます。

続いて、17ページをお願いいたします。2項林業費、2目林業振興費でございます。まず、需用費1万円の増、工事請負費849万円の増、これにつきましては、宮野裏山治山事業の採択により増額補正をするものでございます。

19節負担金、補助及び交付金、治山治水工事補助金946万3,000円の増額でございます、今回県単独補助治山事業の補助対象とならない200万円までの工事の部分で町独自で補助要綱を設けておりますので、区要望の追加によりまして、今回7区で7カ所の補助金を増額するものでございます。

6款商工費、1項商工費、2目観光振興費でございます。需用費、修繕料170万円の増額でございます。これにつきましては、ホテルモンテ・ローザの部分の設備の修繕でございます、ホテルとしての快適性、安全性を確保するために現在故障をしている箇所を修繕を行うことといたしておりまして、内容につきましては、風呂のブローアポンプ、ジェットポンプの故障の修繕、廊下に設置しております消防用誘導灯の故障の修

繕、厨房機器のスチームコンベクションの故障の修繕、それと電気設備の修繕で170万円の増額でございます。

続きまして、3目大河内高原整備費でございます。需用費、修繕料180万円の増額につきましては、ホテル正面の駐車場の街路灯の修繕、それと峰山高原ホテルを今回新たに冬季にオープンをするというところで、初のフルオープンというところで、設備のふぐあいに緊急的に対処するための修繕料を含めて増額を今回させていただいております。

15節工事請負費、附帯施設維持工事費で120万円の増額、これにつきましては、屋外トイレの改修でございます。現在、冬季期間については閉鎖をしているところですが、今回冬季フルオープンに向けて、トイレにつきましても冬場中に開放していくという中で、防寒対策の改修工事が必要になってくるという中で、今回増額をするものでございます。

続きまして、7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費でございます。道路橋梁維持工事費655万円の増額でございます。これにつきましては、岩屋区の町道茶ノ木原線の取り合い階段工の工事、町道比延小田原川線の舗装修繕の工事でございます。

続きまして、3項河川費、1目河川費の河川改修工事費700万円の増額でございます。これにつきましては、福本区の中茶屋川の護岸整備の工事でございます。

続きまして、5項住宅費、1目住宅管理費でございます。若者世帯向け家賃補助金104万1,000円の増額でございます。当初予算におきまして新規として3件を予定をして予算を組んでおりましたけども、今現在で8件の新規申請がございまして、既に5件オーバーをしている状況でございます。さらに今後の見込みとして4件分程度はふえるだろうという見込みの中で、今回104万1,000円を増額をするものでございます。

続きまして、18ページをごらんください。2目住宅建設費、15節工事請負費でございます。地域優良賃貸住宅整備工事費977万6,000円の増額でございます。これにつきましては、敷地内の雨水の排水の工事につきまして、既設の回りの水路に排水をするということで、既設水路の改修が必要な箇所の工事費を今回追加をしております。

続きまして、9款教育費、5項社会教育費、社会教育総務費411万1,000円の増額でございます。これにつきましては、2つの事業の補正というところでございます。まず1つ目は、文化庁の補助事業で歴史文化基本構想策定事業の新たな採択によりまして今回増額をするもので、411万1,000円の増額でございます。続きまして、県の補助事業でございます。ふるさとづくり推進事業におきまして、播磨風土記編さん1300年記念事業について、今回県補助金のヒアリングを受け、補助内容が確定をいたしましたので、それに伴います予算の組み替えを行っております。

内容につきましては、7節賃金49万4,000円の増額でございます。これにつきましては、文化庁の基本構想の賃金でございます。8節報償費68万円の増額につきましては、文化庁基本構想が60万4,000円の増額、ふるさとづくり推進事業が7万6,0

00円の増額、9節旅費50万円の増額につきましては、文化庁基本構想が56万2,000円の増額、ふるさとづくり推進事業が6万2,000円の減額でございます。11節需用費8万円の増額につきましては、文化庁基本構想が52万6,000円の増額、ふるさとづくり推進事業が44万6,000円の減額でございます。12節役務費1万6,000円の増額につきましては、全て文化庁基本構想の増額でございます。13節委託料234万1,000円の増額につきましては、まず文化財説明案内作成委託料11万4,000円の増額につきましては、ふるさとづくり推進事業の増額でございます。調査委託料91万1,000円の増額につきましては、文化庁の基本構想に係る部分の増額でございます。文化財展示パネル等製作委託料99万8,000円の増額につきましては、基本構想に係る部分の増額でございます。樹木伐採委託料43万2,000円の増額につきましては、ふるさとづくり推進事業の増額でございます。神河町歴史文化基本構想策定委託料11万4,000円の減額につきましては、ふるさとづくり推進事業の減額でございます。

続きまして、3目社会教育施設運営費274万1,000円の減額でございます。これにつきましては、山村留学生の確定に伴いますところの減額でございます。

続きまして、6項保健体育費、3目学校給食費でございます。委託料137万6,000円の減額でございます。これにつきましては、学校給食センターの浄化槽設備の故障修繕に伴いますところの処理委託料の減額でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。13款災害復旧費でございます。7月17日の台風11号豪雨により発生しました災害の復旧事業費について追加をするものでございます。

1目農業施設災害復旧費でございます。町単独土地改良災害復旧費補助金90万円の増額でございます。作畑の石風呂農道、栗の原野水路の災害復旧工事に係る補助金でございます。事業費の50%補助でございます。

2目林業施設災害復旧費でございます。まず工事請負費、林業施設災害復旧工事請負費100万円の増額でございます。これにつきましては、猪篠の林道東山田2号線の災害復旧工事でございます。続きまして、町単独作業道災害復旧費補助金50万円の増額でございます。大畑の作業道南山線の補助金でございます。事業費の50%補助でございます。

続きまして、2項公共土木施設災害復旧費でございます。15節工事請負費でございます。995万円の増額でございます。これにつきましては、町道が3路線、岩屋区の種林線、高坂線、それと大畑区の岸野谷線、それと河川が2カ所でございます。岩屋区の高坂川、中村区の東山谷川の災害復旧に係る工事費の増額でございます。

続きまして、20ページをお開きください。20ページ以降につきましては、それぞれ特別職、一般職の給与費の増減の明細書となっております。

以上、詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。12ページの5款の交通対策費、これ山田の稲川原線改良工事という説明でしたんですけど、場所はどこですかね。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。先ほどの藤森議員さんの御質問の稲川原線でございますけども、平成25年度であったかと思うんですけども、県が川の護岸を整備していただいたところのガードレール設置の協議が調いましたので、その部分の工事ということで上げさせていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。この件については、河川の改修工事のあった時点からガードレール等については区からの要望があり、また去年度の町長懇談会の際にもどないなとんやという質問がありました。それで、あのときは前向きにやるという返事がそれぞれ区長になされ、また1年たってそのままでしたから今回の町長懇談会でも同じ質問が出ました。早急にやります、やるという返事を区長はそこでもいただいております。だけど、いつまでたってもできないということで、区長なり地元の人は大変怒っておられます。それが、何で今ここで一般財源を使って上げてこなあかんのか。ずっとやりますやりますと、何で今になったんですか。それぞれ町長も知っとられると思います。町長懇談会の際にはっきりと去年もことしも質問があったでしょう。あのときの返事は、もう早うに既にやっとなあかん、できますという返事だったのに今回ここで補正で上がってくること自体が、私、どないしとってんか、何じゃと思うんですけども、どう思われますか、その答弁、返事と今回補正で上げてくる、この時期的なこと、どういう考えでおられますか。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 真弓です。この部分に関しましては県の工事の関係もございまして、工事後5年間はちょっとさわれないという事情がございました。その中で、県のほうと調整いたしまして、当初の予算の中では、視線誘導標といまして、反射板になるんですけども、その部分の設置であれば何とか県のほうも了解であるということで当初しておったんですけども、その後、協議が調って、今回の補正で対応させていただくようになりました。地元区からの要望はよくわかっておるんですが、県の占用も一応書類的には予算が通るまでに一応協議を済ませておりますので、その辺を御理解お願いいたします。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（11番 藤森 正晴君） 11番、藤森です。そもそも改修工事があるときに、あのときに既にあそこにはガードレールがあったんですよ、今まで。あって、撤去された

ような現状で、なかったという解釈をされて、県のほうにそういう申請なり工事図面が出たから改修工事の最終的にはガードレールがついてなかった。本当はあれば県が既に改修工事のときにガードレールをつけてまでの工事で完了と思うんです。それがしてなかったために、ガードレールをつけないままで河川工事を終わった。それで県が工事したら5年間はいらわれません、5年間工事できませんいうてほったらかすんかいうことで、地元の区長なり、そういう要望があったと思うんです。いろいろ検討して、それじゃあ県のほうに無理言いましてつけるという許可的なもの出ましたからやりますよ。去年、もっと前からそういう返事を聞いております。その返事が、今ここでその補正を上げてくる自体が、どういうふうに町民の方に、地元の方に返事してええかわかりません。そこらあたり、建設課もそうなんですけど、町長初め副町長、総務課長もそういう内容の返事を、するいう、区長さんに聞かれたときにされたと思うんですけれども、どういうふうに受け取っておられるんですか。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。当初、グリーンエコーができるときにガードレールが邪魔ということで取り外されたというようなことを昔の件で聞いております。そういう中で、それからガードレールが設置されておりませんで、その周りには木が茂っていて、見た目は危なくないような状況が続いておりました。今回その堤防の護岸の改修によりましてきっちりと県のほうが改修しましたので、そういう中で木なんかも切り取り外されて、そういう中で危ないという状況で、区からは要望を聞いておりました。そういう中で、県との協議の中で、そういう工事をした中で、5年間はガードレールが設置できないというようなことの中で進んでおりましたので、こちらとしましては今、建設課長が言いましたように、反射板ですね、誘導標の反射板をつけるべく、そういうような話を進めておまして、その予算は計上していたのですが、やはり今後においてはガードレールの設置が必要であろうということで県のほうへ、町長も県と協議いたしまして、そういう中でどうしても、今まであった状況であるのに、それがなくなっているという昔の事情もお話しされて、そういう中で、そしたら占有許可をとってするならば認めましょうというような話が成立したということでございまして、その間につきましては、今までの前の区長さん、そして現在の区長さんにおいてやりますよという返事をしていたんですけども、やはりきっちりとしたガードレールが設置されるということで占有許可をもらわないといけないということと、予算が足りないので補正を上げるということで待っていただきたいということで区長さんとの調整をした中で、そういうことができるなら待ちましょうという話で今来ております。そういう中で今回補正を上げさせていただいて、きっちりしたガードレールをつけようということでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ここで、お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決定しました。

ほかに質疑ある方、どうぞ。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。私もちょっと早口で申しわけないんですけども、財政担当参事のほうから細かに説明を受けました。ちょっと内容があちこち飛びながらの説明やったんでなかなか全部書き記すことができないんで、ちょっとわかるように何かまとめた説明資料をいただけないでしょうかということと、もう1点ですけども、修繕料の取り扱い方がちょっとわからない部分があります。例えばケーブルテレビで、NTTの電柱だとか関電柱の移設に伴ってケーブル施設の移転ということですけど、これ本来は工事請負費で対応すべきものじゃないんでしょうか。形を変えなくて中のいわゆる機器の調整をするものじゃないんで、場所を変えてするものになりますと、当然工事請負費で移設工事費として計上すべきだろうと思います。

それから、観光施設のほうでも修繕料170万、180万、また附帯工事120万等々あるんですけども、例えば修繕料につきましても内容によれば工事請負費で対応すべきものもあるかもしれませんし、そのようなことがわからないんでちょっとまとめたものの説明資料をいただけたらありがたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。まず最初に、修繕料の件でございますけども、修繕料の件につきましては全くそのとおりでございます。予算の中で工事請負費に入る部分も修繕料の中で予算をしておる部分がございます。これにつきましては、平成28年度の予算組みの中できちっとした形の中で整理をしていきたいと、このように考えております。

それと、補正予算の内容の詳細の資料でございますけども、私どもも説明をする上で非常に事業が重なっております。事業の部分で一つ二つの事業が一つの費用の増額ということで、その内訳等が見えにくい部分が確かにございますので、今回多少詳しくは説明をさせていただいたところですが、なお不足があるようでしたら、どの部分がわからないのか言っていただければ、その辺の内訳等について簡単に作成をいたして渡したいと、このように考えます。以上です。

○議長（安部 重助君） 資広議員、そういうことで、資料の提供につきましては、この部分、部分的なもので、全体的ということは今かなり詳細に説明があったように思いますので、もし必要なところがあれば聞いてください。どうぞ。

資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。地域創生絡みで何かかなりしていた分があると思います。それからUIJターン、それから空き家だとか、あれの関係の部分、

かなり幅広くわたって入れかえされてる部分があったと思います。あの部分と、それと教育委員会で文化庁のされた部分、あれでもたくさん言われてたんで、あれをちょっとわかりやすいようにしていただきたいのと、あと修繕料の関係、観光施設があったと思いますけども、あれにつきましてもどういうことでどうなるのかという、故障の原因だとか、わかる部分についてちょっと説明をいただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 今言っていただきました地方創生に係る部分の上乗せ交付金に係る部分の事業の内訳、それと教育委員会に係る文化庁の関係、それと修繕料のそれぞれの補正の中身につきまして、資料をつくらせていただきましてお示しをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。ちょっと私もよく聞き取れなかったもので確認させていただきたいんですけども、12ページの企画費、賃金の中の647万9,000円の内訳なんですけれども、215万9,000円が集落支援員2名分で残りが地域おこし協力隊4名分です。よろしかったですかね。集落支援員と地域おこし協力隊というのはもう決まってるのかということと、あと私よくわからないんですけども、一体どう違うのかという説明を少ししていただけたら助かります。

○議長（安部 重助君） 総務課特命参事。

○総務課副課長兼地域創生特命参事（藤原登志幸君） 総務課、藤原でございます。まず、賃金関係につきましては、今議員さんが数字を申し上げられたとおりでございます。

それから、集落支援員、地域おこし協力隊につきましては、集落支援員については、このたび新たに補正で全額を上げさせていただいている事業でございますので、補正が通りましてからの募集という形になってまいります。一方の地域おこし協力隊につきましては、当初予算のほうに計上させていただいておった分ということがございますので、既に地域振興課のほうで募集にかかっているという状況でございます。

それから、集落支援員と地域おこし協力隊の違いということになりますけれども、簡単に申し上げますと、私どもの整理の仕方としては、地域の課題の部分を発掘をしていくような部分を集落支援員、そしてその課題を解決をしていくという部分が地域おこし協力隊、実際のところは重なり合う部分も当然ございますけれども、そういった整理の仕方がわかりやすいのかなというふうに考えております。それぞれの制度の中身については、どちらも特別交付税等で経費が見えていただけるという部分もございまして、このたび地域課題のある部分の解決に向けてということでそれぞれ計上させていただいておるところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。よくわかりました。ありがとうございます。

もう1点、17ページの商工費の大河内高原の修繕料のところですね。街路灯の修繕と、冬季オープン用にどうたらこうたらと何かちょっとにごされるか、はっきり聞き取れなかったんですけども、それはその冬季の間に何か故障したとき用の予備費的なものとして置いとかれるという意味合いでよろしいんですかね。

○議長（安部 重助君） 地域振興課特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） そうです。一つは街路灯が冬季に壊れております。これにつきましては、今回指定管理者が変更になったというか、この年、非常に雪が多かったんですけども、それでもって駐車場の部分に折れ曲がった街路灯があります。あの部分について、要は原因を追及してたんですけども、壊した方を特定できないということで、要は保険適用ができないんです。その分について修理をしたいということと、もう一つにつきましては、先ほど来説明しましたように、ことしリーディングプロジェクトで、今までは冬季については予約があった方のみお客さんを入れてたんですけども、ことしは冬についてもフルオープンするということで、まずトイレについての暖房をしなければならないということとあわせて、各設備が本当にフルオープンして使ったことがないので、今回それに対して予備費としてお金を置きたいということでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。18ページの9款教育費の中の13の委託料の中で樹木伐採委託料43万2,000円と上がってるんですが、これがどこの樹木かいうことを具体的に知りたいのと、それからもう一つ下の賄い材料費が83万7,000円減額されてるんですけども、これは何か大きなイベントをされるんだろうと思うんですけども、もともと何ぼのやつを83万7,000円も減額するのかいうことを教えてほしいと思います。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課、松田です。まず、1点目の樹木伐採委託料につきましては、今回の追加分につきましては福本遺跡の樹木でございます。あわせて日吉神社につきましては、当初の予算の中で動く予定にしております。先ほどわかりにくいという部分がありましたが、当初からふるさとづくりの補助金につきましては県のほうから予定があった分でございます。それにあわせて国の歴史文化基本構想分の追加の補助金がありました。それに伴いまして県のふるさとづくりの予算を組み替えているというような状況でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 教育課参事。

○教育課参事兼センター所長（坂田 英之君） 教育課参事、坂田でございます。先ほど

の食事の賄いの件ですが、これにつきましても長期留学生12名が6名で確定したというこの減額でございます。もともとの数としましては、1人当たり320円ほどの単価で5,172食を見込んでおりましたが、その分が6名分が減るということで、およそ2,580食、単価320円で83万7,000円の減ということでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。16ページの4款衛生費の職員手当の中の時間外勤務手当の説明のところで産休職員が出たことによる業務量増加という説明やったと思うんですけども、これまた産休ということで、恐らくこの後、育休も続くと思うんです。そうすれば残られた職員の方らの非常に仕事の負担がふえる期間が長いと思うんですけども、臨時職員なりなんんりの手当ををされる予定はありますか。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課の大中です。この産休、育休の職員の代理としまして、6月補正で地域包括の職員としてケアマネジャーを雇用することで予算化させていただきまして、無事ケアマネジャーが見つかりまして、今、8月1日から雇用しております。ですから、平常の状態に今戻ってます。どうもありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第94号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

ここで、トイレ休憩のため暫時休憩をいたします。再開を5時10分といたします。

午後5時04分休憩

午後5時15分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

日程第21 第95号議案

○議長（安部 重助君） 日程第21、第95号議案、平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 9 5 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 2 7 年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

補正の内容は、歳入におきまして前年度繰越金 6 4 0 万円を、歳出では同額を予備費に計上いたしております。これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 4 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 6 7 1 万 3, 0 0 0 円とするものであります。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第 2 2 第 9 6 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 2 2、第 9 6 号議案、平成 2 7 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 9 6 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 2 7 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございまして、補正予算（第 1 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では平成 2 6 年度の繰越金確定により 5, 2 5 5 万 5, 0 0 0 円を増額し、計上しております。歳出でも平成 2 6 年度決算額確定によるものなどを計上しております。

内容としましては、諸支出金のうちの平成 2 6 年度療養給付費等負担金などの確定による国庫支出金返納金 1, 2 5 6 万 5, 0 0 0 円の増額、療養給付費交付金返還金 3 7 4 万 7, 0 0 0 円の増額、県支出金返納金 1 3 万 8, 0 0 0 円の増額、今回歳入歳出補正額の相殺額を財政調整基金積立金として 3, 6 1 0 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 2 5 5 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 億 3, 4 0 9 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

- 議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。
なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。
-

日程第 2 3 第 9 7 号議案

- 議長（安部 重助君） 日程第 2 3、第 9 7 号議案、平成 2 7 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

- 町長（山名 宗悟君） 第 9 7 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 2 7 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。補正予算（第 1 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では平成 2 6 年度決算額確定によるものを計上しております。内容としましては、繰越金では前年度繰越金 1 0 8 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。歳出でも平成 2 6 年度決算額確定によるものを計上しております。内容としましては、前年度繰越金確定分を広域連合保険料負担金として計上すべく 1 0 8 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 8 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8, 3 5 1 万 6, 0 0 0 円とするものです。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

- 議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結いたします。
なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。
-

日程第 2 4 第 9 8 号議案

- 議長（安部 重助君） 日程第 2 4、第 9 8 号議案、平成 2 7 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

- 町長（山名 宗悟君） 第 9 8 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。第1号補正予算以降、補正要因が生じたものについて補正をいたしております。

歳入につきましては、平成26年度決算による繰越金の増額補正が主なものでございます。歳出につきましては、平成26年度決算による国県負担金等の精算に伴う償還の増額補正と地域包括介護支援センター職員の育休及び産休に伴う人件費等の減が主なものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ871万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,297万4,000円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。第98号議案の詳細について御説明申し上げます。事項別明細書以下で説明させていただきますので、3ページをごらんください。

歳入でございます。8款1項2目職員給与費等繰入金の一般会計からの繰入金96万1,000円の増額です。これは職員の住居手当、通勤手当、時間外勤務手当の増加に伴う増額でございます。2節事務費繰入金287万4,000円の減は、主に産休・育休職員に係る人件費に係る繰入金の減額でございます。

9款繰越金1,062万7,000円は、前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。5ページをごらんください。

1款1項1目職員手当については、これは職員の住居・通勤・時間外勤務手当93万8,000円の増額でございます。2目職員手当については、職員の時間外勤務手当2万3,000円の増額でございます。

3款2項1目については、産休・育休職員に係る給料等、人件費及び共済費等に係る合計342万5,000円の減額並びに時間外勤務手当48万7,000円の増額、介護報酬をインターネットを利用して請求するためのID、パスワードの発行手数料が1万4,000円、介護保険法改正に伴う専門員研修参加回数増加に係る費用5万円の増額でございます。

5款1項2目償還金949万1,000円の増額、内容は、26年度実績に伴う国・県負担金の償還金でございまして、国庫が436万4,000円、県費が303万9,000円、支払い基金が208万8,000円の総額949万1,000円でございます。

6款1項1目介護保険準備基金積立金18万1,000円の増額、決算に伴う調整金でございます。

7款予備費95万5,000円の増額でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。一般会計の衛生費で160万ほど超過勤務手当が増額されてるんですけど、これも110万ほどふえております。理由も産休絡みということで同じような理由なんですけど、この中身、どういう意味でどうなってるのか教えていただけないでしょうか。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。まず、産休、育休の部分もありますし、平成26年度の介護保険法による事務の増加でございます。例えば負担割合がこれまで全員1割でしたんですけども、年金をたくさんもらっている方につきましては負担割合が2割となることになりまして、そういった事務や負担限度額の認定変更による事務手続の増加、それと平成29年から始まる介護予防日常生活総合事業の準備のための時間外勤務がふえました。以上が時間外勤務手当の増加となる理由でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。そしたらちょっと小分けなんですけども、産休に係る分はどのぐらいの金額になってるんでしょうか。産休にかかっている部分。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 少々お待ちください。約400時間ぐらいは産休職員による、400から450時間ぐらいはその産休職員の部分の者がやっていた仕事を他の職員が実施したというぐらいになると思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。400か450時間言われても額もわからないんで、額で言うてもらわないとちょっとわからないんですけど。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中です。ですから、仮に単価2,500円ぐらいの職員です。それに450時間を掛けますと112万5,000円、それがその産休、育休に係る職員の分として必要な時間外勤務と考えていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第 2 5 第 9 9 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 2 5、第 9 9 号議案、平成 2 7 年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 9 9 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 2 7 年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は、平成 2 6 年度決算額の確定により繰越金が確定したことに伴うもので、歳入歳出とも 1 9 0 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。歳出は予備費の科目で調整しております。これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9 0 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 3 7 8 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第 2 6 第 1 0 0 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 2 6、第 1 0 0 号議案、平成 2 7 年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 1 0 0 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 2 7 年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）でございまして。

歳入では、財政調整基金繰入金において 5 0 0 万円を増額、また前年度繰越金を 2 0 0 万 6, 0 0 0 円減額しております。歳出では介護保険システムの更新に伴う通話料を 1 0 万 4, 0 0 0 円増額してございまして、これら差し引き額 2 8 9 万円を予備費に計上いたしております。これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 9 9 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1, 4 2 7 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

詳細につきまして、病院総務課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。それでは、詳細説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。1項1目の財政調整基金繰入金の500万円でございますが、これは財政調整基金を取り崩し繰り入れするものでございまして、この会計につきましては、単独の通帳で運用しておりますので、資金繰りのために取り崩すものでございます。

また、4款の繰越金につきましては、26年度の決算の確定によるものでございます。続きまして、5ページでございますが、歳出では、1款業務費の1目業務費の12節役務費でございますけれども、これにつきましては、介護保険のシステムを更新いたしました。その際に通話回線を用いて行うシステムに決定いたしましたので、その通話料としまして10万4,000円を増額するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。2点ほどお尋ねをしたいと思います。

先ほどの説明ですと、財政調整基金の繰入金は資金繰りのために取り崩しましたという話なのですが、資金繰りの部分と予算に出てくる部分とは特に影響がないんじゃないかと思うんですけど、その辺の仕組みが、確かにここで歳入を計上したものですから、予備費を計上せぬ歳入歳出がゼロにならないんでこのような予算になってるんかなと思うんですが、その辺の資金繰りのために基金を取り崩すという、そのシステムというんですか、その内容を1点教えていただきたいと思います。

それから、次に、これは決算の部分で質問すればいいかもしれないんですが、当初予算は繰越金を1,200万円を見込んでいたわけなんですけど、結果としては999万4,000円と、約200万円ほどの減額になってます。ということは、当初予算を立てる段階での26年度の決算見込みから約200万円ほどの差が出てきてますということになるわけなんですけど、その要因は何かということ、この2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。まず、繰越金のほうからでございますけれども、繰越金につきましては、前年度の下期の、当初は予算どおりの収入ということでございましたけれども、下期におきまして若干訪問回数、件数ともに減少しておりまして、その影響によりまして収入減、支出に見合う収入の減という

ことで、トータルで繰越金が減ったというような状況でございます。それに伴いまして、繰越金が減りましたので、今度資金繰りが厳しくなりまして、財政調整基金を取り崩したという状況でございます。なお、訪問看護のシステムというか、仕組みとしまして、収入が2カ月おくれ、訪問に行った以降2カ月おくれで収入が入ってまいりますので、その関係で資金が必要という状況になります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第27 第101号議案

○議長（安部 重助君） 日程第27、第101号議案、平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第101号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、平成26年度決算額確定によるものを計上しております。内容としましては、前年度繰越金の208万6,000円の増額でございます。歳出では、歳入の前年度繰越金を予備費に208万6,000円増額するものでございます。これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,182万5,000円とするものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第28 第102号議案

○議長（安部 重助君） 日程第28、第102号議案、平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第102号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正予算の内容としましては、歳入では、各地区からの申請によりまして振興基金繰入金金を388万円、基金運用における国債購入・譲渡収益によりまして利子及び配当金を276万2,000円増額いたします。その増額分を歳出、振興基金費積立金に276万2,000円増額し、基金を積み立てます。また、地域振興費負担金、補助及び交付金に388万円増額し、各地区の施設整備事業に補助いたします。これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ664万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,200万9,000円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。4ページの歳出の地域振興費で補助金が出とるんですけど、この内訳を教えてくださいませんか。388万円の分。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。上岩の集落から生活環境基盤整備事業として52万9,200円上がっております。そして、上小田区から集落集会施設整備事業として335万円上がっております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに、質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第29 第103号議案

○議長（安部 重助君） 日程第29、第103号議案、平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第103号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）でございまして。

補正の内容としましては、医業費用の材料費において医療消耗備品の購入がふえており、60万円を増額し、予備費を同額減額しております。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、病院総務課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。それでは、詳細説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。2ページでございます。材料費の医療消耗備品費で60万円の増額でございます。これにつきましては、手術室でございます滅菌装置、オートクレーブと申しますが、それに手術機材を入れて滅菌するステンレス製の容器、かごでございますが、それが傷んでおりまして、更新する必要があることから予算計上させていただいております。これは1個が2万円から10万円までのかごでございますが、公営企業会計制度では備品に該当しないことから、この材料費で購入するものでございます。財源としましては、予備費を同額減額いたしております。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

○議長（安部 重助君） ここで、お諮りいたします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。本日はこれで延会とすることに決定しました。

次の本会議は、あす9月2日午前9時再開といたします。

本日はこれで延会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後5時45分延会
